

太宰管内志

筑前之九

糟屋郡上

和書門		
二九六〇一	號	類
二〇二	函	
八	册	
八	架	

内閣文庫		
二九六〇一	和書	類
二〇二	函	
七	册	
七	架	

内閣文庫	
番號	和 29601
册數	82 (37)
函號	176 44



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Blank page with a faint grid pattern, likely a ledger or account book page. The grid consists of approximately 10 vertical columns and 20 horizontal rows. The lines are very light and the page is otherwise blank.

Blank, aged, and wrinkled page, likely an endpaper or flyleaf of a book. The paper is yellowed and shows significant creasing and discoloration.

太宰管内志

明治十一年獻本

筑前之九

筑前人伊藤常足編録

○糟屋郡

延喜式。筑前國糟屋郡あり。和名鈔。筑前國糟屋加須也。

とあり。名義いま考へず。式。伊勢國多氣郡加須夜神と云七見えり。さて継

躰天皇紀小。二十二年十二月。筑紫君葛子忍坐。父誅。猷。糟屋

屯倉求。贖死罪。筑前風土記。糟屋郡資珂島云云。万葉集十

六卷。津麻呂詣於滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許云云。東

鑑七卷。文治三年八月三日。筑前國宮崎宮。宮司親重被行

賞。當國那珂西鄉糟屋西鄉等拜領之。十五卷。糟屋藤太兵衛尉と云七見えり。

河津弥次郎永仁元年九劫探題平兼時子屬して長門より筑前に移りて北條貞時より粕屋郡迫門河内を給ふ其證文は筑前國粕屋郡迫門河内七百町地之事可早領河津弥次郎貞重右件於庄園者全不可有他之妨者也永仁元年八月五日平朝臣墨判筑前軍記略は豊後國守護大友近守貞宗之三男大友左近將監貞載始居當國糟屋郡立花之城故改大友号立花是立花氏之始祖也貞載依無嗣子以其弟三河守令繼家稱之立花左近將監宗匡其弟大友式部丞氏泰在豊後國府内繼父貞宗家時人以府内稱東大友以立花稱西大友已上戸次軍談一卷の説なり大日本史二百十三卷は貞載為左近

將監從新田義貞討足利尊氏於鎌倉路潛送救尊氏竹下之戰乃下降尊氏及擊敗官軍明年從尊氏入京師會結城親光伴乞降尊氏命貞載爰之為親光所斬重創而卒大平記十四卷に貞載ハ結城親光が為し殺さす事見えるなり戸次軍談一卷に大友左近將監貞載云東洞院楊梅の邊に奪戦し京勢を追崩し結城大田判官親光と組て首をとり居て尊氏郷の寶檢を具へける甚感賞ありて御差添吉光の短刀足利家の重器なり只今の軍功を報せる為とて午づく是を賜ひける結城が首を居し時血流して扇面を染し是を血付の扇と云ふ軍記略は建武三年二月八日尊氏卿云相從高上杉仁木畠山吉良石塔之入々武藏相摸之軍勢著陣千糟屋郡多々良湊給其勢僅不過五百人此時宗像大宮司進使者奉招尊氏卿云菊池氏

為官方攻太宰府內山城。彌為大勢押寄千多々良依之。將軍
取登千香推宮望見給之處。菊池軍勢四五万許也云云。將軍
將自殺給之間。左馬頭直義強諫止之。自打立香推先試一戰。
於相從人々者。仁木四郎次郎義長。細川陸奥守顯氏。高豊前
守師重。大高伊豫守重成。南遠江守宗繼。上杉伊豆守重能。畠
山阿波守国清。及大友島津曾我白石。八木岡相庭。已下其勢
都合二百五十騎也。直義打過社前之時。烏合杉葉來。落甲上
直義大悅。乃以杉葉差射向袖。菊池帥五千餘騎自濱西相近。
先放矢合之。流鏑云云。敵一人為拔驅之處。曾我左衛門白石
彦太郎。八木岡五郎真先。驅出討取之。遂突入千敵陣。百五十

騎者為救之。亦突入而大合戰云云。為添先手力。將軍兄弟打
下杉山給之處。菊池之後陣上松浦。下松浦。畑草神者等。俄度
心為裏切。菊池防兼前後敵多々良濱之遠于泻二十余町引
退。休人馬息之處。近國之勢皆落失。僅為手勢指筑後引退。將
軍以仁木義長一色入道為大將。令退治菊池。阿蘇大宮司推
直於多々良濱
合戰。負深手之間。於肥前國小杉山。自害。秋月備前守落行。千
太宰府之所。為追手所討。其外城赤星等。負深手云云。此時の
合戰の事。太平記十
六卷に見えぬ。
著千豊後國云云。菊池勢押寄之由聞之云云。以子息松玉丸
千時十
一歲為大將。太宰少貳舍弟筑後次。同新左衛門尉宗像大
宮司。松浦一黨都合其勢七千餘騎。以此勢於當國長者原令

遮菊池勢。同月廿七日。菊池彦次郎以五千餘騎。為二手。押寄
于長者原合戰。岩野鹿子木將監下田以下宗徒之勇士百餘
騎被討。大將菊池彦次郎被三所。於是官方軍勢二十餘町
引退。此時城。越前守五百餘騎入。替合戰之間。小貳筑後次郎
同新左衛門尉二人。於一所被討。其外松浦宗像大宮一族若
黨四百余人。探題少二大友等於二度目之合戰討負云云。平太
記三十八卷立花左近將監宗匡之嫡子。立花山城守親直。親
見えあり直子。立花因幡守親政。親政子。立花兵庫頭宗勝。宗勝子。立花
左近將監鑑光。鑑光子。立花但馬守鑑載。子立花親善。皆繼立
花之嫡流云云。戸次軍記一卷宗像永祿十年九月。宗像氏貞

許斐左馬大夫氏備。叛豊後大友家。通心於中國。毛利家欲攻
立花城。鑑載融泉出陣。于團原大合戰。宗像勢討負。指赤間城
引退。永祿十年九月八日。宗像大官司氏貞。許斐左馬大夫氏
備等ケ勢。和屋郡和白。出。近迎を放火。立花城代
怒留湯入道。馳向て責戦。雙方討死の士。雜兵共。二百余
人あり。黄昏。及て宗像勢。許斐岳を指て引取り。此を怒留
湯入道。其夜和白。陣取て。翌九日。立花但馬守鑑載。同
道して立花。心元。歸陣。此時怒留湯。陣
せ。跡の。和白の山上。陣所の跡。筑前古
戰場記。見えあり。先師説。昔團原。右近將監宗時。と
云。地士居住して。宗像郡の内。東郷西郷。其外近郷を領。け
るが。薦野曰。岳の城主とあむ。合戦。宗時。遂に討負て
が。遠村今。立花氏。仕。本國。あり。云。宗
像郡西郷士。川津深川。難波。温科。井原。石津。附屬氏貞。依之鑑
載。与怒留湯融泉國士。米多比。大字助。薦野河内入道。淨円等。

談合。同十月廿二日打出千西郷合戰。至同月二十八日立花
已下敗北引退云云。十一年春鑑載忠大友宗麟之惡逆。与高
橋三河守共通心於毛利元就。先招寄國士米多比薦野于井
樓岳討果之。即時押寄于白岳。融泉遁出。走于筑後。四月六日
中國勢渡海著陣于立花。豊後聞之。戶次丹後守鑑連曰。杵越
中守鑑速吉弘左近太夫鑑理以下三万余人。發向于當國。自
同月廿四日攻立花。於城中者。城將立花鑑次。國士安武民部
丞。中國援兵清水左近及原田越前守隆種之五男。下総守親
種。親種此時在中國鑑種家臣衛藤尾張守已下一万余人。捨身命防
之。此時鑑載家臣野田右衛門大夫被頼於寄手大將鑑連耽

利慾引入鑑連兵于城中。依之城。兵大崩立。寄手士安竹民部
丞生捕奈田主水原田清水衛藤士卒多被討。指名島引退。曰
杵吉弘与鑑連共入于城中之間。鑑載主從十餘人遁下于
古フル城。夜明後欲集散卒事不成。遂指東落行之處。野田勅右
衛門知之告鑑連。鑑連以八千餘人追之。鑑載入松林中自殺。
十四人亦自殺。寄手取鑑載首贈宗麟。於是鶴原掃部助。臼杵
進士兵衛田比民部丞等守立花。戶次鑑連在陣于野田。臼杵
鑑速在陣于小竹。吉弘鑑理在陣于青柳。以為討亡高橋与力
之國士。同年八月高橋三河守家老衛藤尾張守与原田親種
清水左近等相議集敗軍之士。同月二日出張于立花。聞此由

野田小竹青柳等之軍勢自三方馳集合戰。鑑連之一陣小野
彈之助。二陣由布美作。三陣後藤隼人。四陣堀安藝守。五陣安
藤周防守。六陣高野大膳亮。次第入替合戰之間。寄手敗北。衛
藤討死。清水自神宮。乘船主從十餘人。渡于長門國。原田被
射殺。馬被打落。曾為大童馳巡之處。萩原五郎兵衛。漆川十郎
救之。打破一方。令引退。永祿十二年四月。毛利遣大軍救。宝滿
高橋鑑種。於是立花城代。鶴原田北臼杵三將。下人數千山下
塞街道。毛利先陣入江。完戶。兒玉。市川。佐世。福原等。一万余人
作圍攻戰之間。不及一支。指城引上。寄手圍。立花數日。此間堀
山絕水道。依是城兵不能持。遣使於宗麟告急。宗麟聞之。先

可降。參之由命之。城兵即降於吉川。小早川之陣。於是依元就
命。浦兵部。桂能登。兩人送掃部以下降參士。于宗麟云云。同年
五月。毛利元就。在陣于豐前小倉云云。吉川元春。小早川隆景。
在陣于立花。先手。諸勢充滿。香推多々良之邊。此時大友家。三
將。戶次丹後守。臼杵越中守。吉弘左近大夫。在陣于博多。於多
々良濱。成足輕。追合同。月十三日。毛利先手。佐渡熊谷三戶。桂
未永。天野等。出陣于博多。松原。放火津內。与大友勢。有一日。四
々度之合戰。中國勢成。肩色之處。毛利家勇臣。平賀源四郎。末
永源七郎。石黒權五郎。宗近。刑部左衛門。完戶四郎。左工門。桂
内記。三浦平太夫。大多和備後守。固部六郎。左工門。香川監物。

佐々木源三郎光永藤左工門内藤掃部助等自松原馳來突
敵備大友勢不能支遂引退桂内記十六只一騎逐逃馳行大
友勢七八騎引返遂討取桂入夜中國勢引上千香推山同十
八日吉川小早川与佐藤熊谷等勢合四万餘人備千多々良
濱之東大友家之三將見之以三万七千餘騎為二手其内豊
後勢一万餘人分為三備戶次鑑連臼杵鑑速吉弘鑑理各引
率之為先手豊前筑前筑後之國士二十六人都合其勢二万
二千餘為脇備云云兩陣將卒八九万人入乱合戰多々良濱
之東西死人如乱篲鑑連率退兵五千餘人押懸于隆景左備
長尾陣中國勢清水渡兒玉内藤波多野福原四千餘人相懸

而合戰中國勢被立三町許引退大友勢得力諸陣一度進行
中國勢已顯負色之處隆景揚大音成下知之間飯田榎本入
江山内益田梨羽末永知東條手島草卧等八千餘人散火
合戰數刻之後雙方疲勞毛利軍勢引上立花大友軍勢引退
博多於鑑連手十時下野守由布掃部助已下四十四人被討
於毛利方末永源七郎赤川九郎左衛門須子主水允及栗屋
三郎左工門已下宗徒勇士五十四人被討末永源七郎為無
雙之勇士云云末永源七郎ケ子孫の家元就の證文七猶
持傳ハシリ允此所西度ヲ大合戦有リ所
方此を近世マシシ白骨多クのウリ又地の下ニハ十月十
刀鏃のを此朽ムリシカハカリシト云云
四日元就命諸將令引取千中國桂左衛門坂田新五左衛門

次隆景家臣浦兵部三人為城代守立花十五日元春隆景已
下下立花山之處大友勢自前夜在陣千秋山討毛利勢之退
口風烈雲降士卒皆凍藝防長三ヶ國之勇士多被討吉川小
早川無恙引退于豊前桂坂田浦等猶堅固守城云云元龜元
年宗麟在于筑後國高良山遣戶次丹後守鑑連曰杵越中守
鑑速吉弘左近太夫鑑理已下諸將攻立花其勢二万余人也
城中無勢之上無後詰兵依之遂降參大友方諸兵指漆軍兵
送降參之士于長門地云云同二年以豊後國藤北鑑ヶ岳城
主戶次丹後守鑑連為立花城代鑑連五十八歳而
剃髮号立花道雪天正十年
十月九日鑑連懇望御笠郡岩屋城主高橋紹運之嫡子左近

將監統虎為養子紹運相添瀬戸口十兵衛大田久作二人遣

之十月六日紹運鑑連兩將穂波郡に出て秋月兵と戦
ひ勝て首七百余級を討取ふ此時統虎十四歳にて初陣

あり其勇気を鑑連見届けてすむる其陣中にて約
束きいまり養子せしむる先年より薦野三河入道賢

買紹運へ内通し去年原尻宮内を使して懇望有しし
紹運この乱世嫡子を他に遣はさず事いりしと猶豫せし

しを穂波郡の陣中にて鑑連頻々懇望ありし依て許容有
しありこの前後の事よし古本九州軍記大友治乱記等

見元天正十三年九月十一日立花道雪於筑後國御井郡北

野之陣中卒去行年七十三歳也同月廿四日薦野三河守十

時撰津守小野等持道雪死體歸立花葬于養孝院天正十四

年七月島津勢攻落岩屋室滿之兩城之後遣使於立花城主

統虎可有降參之由勸之於是城中之士立花右衛門大夫鎮

實同勘左衛門同次郎兵衛同阿波守同与三左衛門同彈正
忠直貞由布入道雪荷小野和泉守十時摸津守同太左衛門
原尻宮内薦野三河守安藤紀伊守高野大膳亮内田森下堀
足達等會合而軍議區々也統虎終不許降因是島津兵庫頭
以大軍取卷立花城懸足輕遠攻之此時秋月種實取立糟屋
郡高鳥居之空城為立花之押籠置筑後國住人星野中務大
輔吉實系圖二鏡繼トアリ同民部少輔吉兼系圖二鏡元トアリ同年八月十六日関白秀吉公之先
手黑田勘解由宮城入道安國寺等發長門國押渡千豊前國
柳浦之由有其聞依之島津入道義久遣使令筑前在陣之諸
將令退于肥後國城兵戰死迫旦夕之處廿四日島津勢為陣

拂引退於是統虎懸足輕追討之又綿貫左兵衛沓掛掃部十
時傳右衛門等入鎧大突崩敵廿五日立花勢圍高鳥居行程六十
町丹半太夫谷善右工門小田新助沓掛掃部等先付堀下丹
半太夫沓掛掃部臼杵新七宇美善四郎中鉄炮死十時傳右
衛門立花次郎兵衛同三太夫池邊龍右衛門十時但馬守内
田因幡守由布大炊助等相續打破堀切入城中小野利右工
門駈入城内放火役所則自堀上飛入深谷城將星野中務太
輔吉實躬在櫓上下知身方之處立花次郎兵衛以鎧突切鎧
之上帶吉實引入奥丸之處十時傳右衛門附鎧取首此外星
野民部少輔以下之城兵悉被討取同廿七日統虎以注進狀

贈安國寺黑田宮城等。即秀吉公所賜統虎之御書。安國寺等以飛脚贈立花。其文曰。去月廿七日對安國寺黑田勘解由意木入道書狀并首注文。今月十日披見候。今度其表島津相働之處味方之城數二三ヶ所手輕相果候。其構之儀毛無心元被思召輝元。元春隆景其外人數追々差遣候處。立花之儀無別茶相抱候儀。對殿下忠節無比類。与思給候處。去廿四日敵引退之刻足輕相付數多討捕儀。手柄上々重而高鳥井村東西責破城主星野中務大輔同民部少捕初。其外不殘數百人討取首之注文到來誠粉骨之段。中々不及申候。是以後之儀者聊尔成働之儀可為無用候。人數追々差遣其上輝元元春

隆景西三人一左右次第殿下毛被出馬九羽逆徒等。悉可被刎首之条。得其意尤候。然者為褒美新地一廬可被仰付候間。突鱧高名仕忠節輩可令支配与弥成勇之樣。可申觸事專要候。委細安國寺黑田意木西三人可申者也。九月十日御書判立花左近少監殿江。已上古本九州軍記十一卷の説なり 天正十五年秀吉公九州征伐畢而後。以筑後内賜統虎。其文曰。今度依忠節為御恩地於筑後國山門郡三潞郡下妻郡三池郡合四郡之事。被宛行訖。但三池之事對高橋弥七郎可引渡并三潞郡之内百五十拾町三池上総々相渡之。右兩人為与力合而宿自今以後可抽忠勤候由也。六月廿五日御朱印立花左近將監殿云云。

以筑前賜小早川左衛門佐隆景隆景引立花城以築同郡名
島城居之^多あり郡大様ハ倭名抄ニ糟屋郡香推志珂厨
戸大村池田阿曇柞原勢門敷梨^{己上九}元禄記ニ糟屋郡高
五万二千八百九十七石八斗九升四合又村名帳ニ糟屋を
二郡ニ分ちて表糟屋郡を四十九村とし裏糟屋郡を三十
村とし^{伊野香椎らの山の南を表糟}古戦場記ニ糟屋郡十
一處旧記ニ糟屋郡高山頭巾山槻ヶ原河内砥石山鬼ヶ城
若杉山白山立花山鉾立山薦野山貝原翁云糟屋郡東方ニ
高山有て穂波鞆午の兩郡ニあり南方ハ御笠郡ニあり
又西南方席田那珂二郡ニあり西北方ハ海を帯び東北

方ハ宗像郡ニありなり南北ハ長く東西ハ短シ土地肥饒
ニあり良田多く山高ク海廣ク川流して魚塩薪材とありか
らび又城邑ニ近クしてあり^{序より}郡なり^{此郡伊野}
村の大神宮として古き社あり社記ニ足利將軍世の末ニ豊
丹生佐渡守罪有て豊前ニ流さる此年比大神を厚く尊祭
る故ニ其大神の神跡を捧て豊前ニあり其子兵庫大夫
ニ至て其神告て筑前國伊野ニあり給ふ故ニ代々豊丹
生氏此神ニ仕ふ然るニ天正の比薩戸勢立花の城を攻
時此神跡を取て薩戸ニ趣く此時大神崇をなすありし
り^{軍兵}恐れて神跡を豊後國由原八幡ニおきて歸り其
後神告ニ因て兵庫大夫神跡を伊野ニ向へ奉り其子孫其
祭を司り佐渡守より今社司日向信重ニ至て八代なりと
あり信重ハ元禄比の人なりさて此郡立花口村なり立花
山古城ハ或書ニ山名を二神山と云此山ハ七峰あり南
方なりを本城と云最高し又井樓山とも云平々ハ一殿
なりあり西方なりを松尾といふ其上平々ハ所五六
下なりあり松尾の西なりを白岳といふ本城の西ニあり

此山其上下平なり。所一段をりあり。松尾南ひくき山を小つふくしり。又本城東の小山を大豆と云。又其東なる小山を小豆とり。七峰なり。豊後國大友氏家族大友負載此城を造る。負載あり七世立花鑑載まで此城に居る。永祿の比但馬守鑑載大友家の背きて。中國毛利に付く。故に大友宗麟怒て三万余人をつうて。立花城を攻落す。永祿十二年四月毛利勢又此城を取る。元龜元年大友又此城を取て。戸次丹後守鑑連を城主とす。鑑連後道雪と云。道雪高橋紹運の嫡子左近少監統虎を養子とす。天正十四年島津勢二万余人よて立花を攻む。統虎義を守て下らば時秀吉公九弟を平け給ふ時。統虎の勇を感して。筑後國柳川を給ふ。是より立花の城に崩し。秀吉公天正十五年夏此國及筑後の内を小早川隆景よめし。城地を名爲ふつくべし。秀吉公同經營有て要害を定め。同十六年二月廿五日。事始有て其功速なり。隆景七年此國を領し。官中納言よ至り。秀吉公の北の政所の兄木下肥後守の季子金吾秀秋を養子とて。國を讓て。備前國三原よ退きて。隱居せし。國を

立花城

城主立花但馬守鑑載住立花井樓岳大友之助勢怒留湯長門入道融泉住立花白岳云云。武家高名記四卷。今度筑前立花表警固舟之儀申付處。豊後衆為後卷罷出處。遂一戦忽得勝利殊被疵条無比類心懸神妙之至也。仍感状如件。永祿十一年霜月十三日。飯田七郎右工門殿輝元判とあり。

香推廟

風土記に哥襲宮有り。叙紀に風土記云。筑紫國例古事記

に。訶志比。歴史に。香推。又。摺日。とあり。姓氏録に。糟氷宮。諸神家集に。つひい。とあり。延喜式に。參河國。碧海郡。糟目神社。とあり。目。日。の。り。や。り。加。須。比。な。り。べ。き。久。此地名の義。下の香推宮の。り。り。り。り。延喜式に。九檀日廟。舎人一人。大臣。武内。宿祢。資人一人。預得考之例。貝原

翁云、今ハ武内大臣の社ナシ、古の末社記ニ、武内宿禰の社
と第一の末社トハ、其ノ社ヲ天正年中の炎上の後再建セザ
リ、今ハ存シテ、御宮の西一町計ニ礎石
トナシ、其ノ跡ハ、今モ存シ、甚ハ多シ、延喜式部式ニ、凡諸神
宮司、其ノ權日、廟司、以六年為秋限、諸神根源抄ニ、二月祭ニ、太宰帥已下筑

前國郡司已上、借飯廟宮を拜奉、再拜兩段也、帥奏曰、帥あり

太戴小戴の内、見在、明神等大八島國知志志倭根子天皇大
の人、之れを奏也、

前尔太宰帥位姓名等、率司司人止毛、恐美恐美毛奏賜波久

止奏訖、再拜兩段、一退出、二更ニ大臣殿ニ参入、三再拜

兩段也、同書下卷ニ、筑前國糟屋郡香椎宮、式外、神功武内八幡

一本、當社者、伐新羅給之時、先在此行宮、從尔已来、便為廟堂、
住吉、

東方皇后、西方武内、其外者、後勸請也、或書曰、哥襲宮者、昔足

仲比古天皇之后、息長足比賣命、及大臣武内宿泥命、今在此

行宮、謀伐新羅、從尔已来、使為廟堂、后宮在東、臣廟在西、太宰

府例曰、二月帥已下筑前國郡司已上、奉拜借飯廟宮云云、

於是再拜兩段、帥奏曰、帥不在大少、明神等大八島國知食、志

倭根天皇大前、尔、太宰帥位姓名等、率司司人止毛、恐美恐美

毛奏波久止奏訖、再拜兩段退出、更参入於大臣殿、再拜兩段

退出、十一月、古狀云、香椎宮者、神功皇后宿禰大臣在此廟宮、謀

伐新羅社解云、中大帶姬、左八幡、右住吉、三所也、二十二社注

式ニ、香椎宮筑前國糟屋郡式外、神功武内八幡住吉、或書曰

哥襲宮、昔者仲哀天皇之后、息長足姬及大神武内宿禰命、今

在此行宮謀伐新羅從已來便為廟室后宮在東臣在西後世
應神天皇右住吉大神又仁德天皇を七同殿に祭り御
社ハ南にむきてあり。残冊風土記に駿河國有渡郡香推
神社所祭神功皇后也。拾芥抄に香推社神功皇后廟也。或仲
哀天皇と稱を一定なり。資綱云仲哀天皇廟也。多亮抄有所
見欽とあり。宋史四百九十一卷に仲哀天皇國人言今為鎮
國香推大神あり。思童訓に仲哀天皇の御棺をりけし
推木のなかれりしにりて香推とちりけし。推木の下の
古宮大明神とて仲哀天皇を祭まはす社あり。二月六日の祭
礼ををりて此社にて執行せしむりや。こゝを以香推宮
を仲哀天皇の御廟とあやまりしなり。べし。宗祇筑紫紀行
に御神ハ聖母ハ幡にてかゝるま。同ト御神なり。宮寄
りてハ神功皇后とまゝし。さて香推日記に聖武天皇天平
九年四月乙巳勅使を遣はして新羅無社の状を告り。同
十三年正月十一日勅使をつらして。新京よりうつる事を

告給ふ。續紀廿二卷に天平寶字三年八月己亥遣太宰帥三
品船親王香推廟。奏應伐新羅之状。香推日記。天平寶字三
年十月勅使をつらして都をうつる事を告給ふ。續紀
廿四卷に天平寶字六年十一月庚寅遣參議從三位式部卿
藤原朝臣巨勢麻呂散位外從五位下土師宿祢犬養奉幣于
香推廟以為征新羅調習軍旅也。日記に稱徳天皇天平神護
元年十一月勅使をつらして重祚を告り。又光仁天皇
室龜元年勅使をつらして天位より上る事を告り。桓武
天皇延暦元年勅使をつらして室祚より上る事を告り。
同三年都を長岡に移る事を告り。同六年夷賊の侵寇を

降伏せんとして奉幣あり。平城天皇大同元年。勅使をつくら
して即位を告りし。後紀七卷。大同二年春正月辛丑。遣使
奉大唐綵幣於香推宮。同九卷。弘仁元年十二月壬午。遣参
議正四位下巨勢朝臣野足奉幣。櫛日廟。寧靜乱之禱也。同十
六卷。弘仁十四年十一月甲戌。差左兵衛督從四位上藤原
朝臣綱繼奉幣。帛於櫛日廟。使以太宰府綿三百純。賜使。此時
四歳兒。神託して曰。吾王城。近つきて賊徒を平らげ。室
祚を守らばし。因て疇昔の小竹行宮を造営せし。と告給
へり。仍て勅使左兵衛督從四位上藤原朝臣綱繼此事を朝
廷に奏せらる。即其地を點檢し。始て宮殿を建給ふ。翌年九

月。成まり。則香推の例を奉て神人を乞ふ。此月の重陽
を秋祭と定め。永く鎮祭ありて。其時古宮の香推をりけ
て彼宮に植て。神木とせし。故に廟号を御香宮と崇奉まり。
山城國伏見御香宮是なりとあり。小竹宮の事。神功皇后記
より。續後紀一卷。天長十年夏四月壬戌。遣從四位
下行伊豫權守和氣朝臣真綱奉御劔幣帛於香推廟。告新即
位也。同十卷。承和八年五月庚午朔。遣從四位上和氣朝臣
真繩於香推。祈雨。己丑。遣從四位下勘解由長官和氣朝臣仲
世奉幣香推廟。旧記。同十年十月癸酉。勅使をつくらして
奉幣。同。同天皇嘉祥元年十二月甲寅。和氣朝臣真繩を

して奉幣（カ）。同三年八月戊辰。散位從五位下高原王を
つゝ（カ）。宝劔明鏡名香絲帛等を奉り。文徳天皇仁壽
元年十月己酉。大藏少輔從五位下藤原朝臣良房を（カ）奉
幣を奉り。又清和天皇貞觀元年十一月十六日。勅使をつ
り（カ）。て天業をつぐ事を告給へり。文徳實録五卷（カ）。仁壽
三年五月壬寅。亦詔太宰府於香推廟讀大般若經。三代實録
七卷（カ）。貞觀六年八月十五日己巳。是日筑前國香推廟司以
六年為任限。延喜式（カ）。凡諸神宮司并
檀日廟司以六年為任限。同十七卷（カ）。貞觀十二
年二月十五日丁酉。勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣
國雄奉幣香推廟。告文曰。天皇我詔旨尔坐掛畏岐香推廟乃

廣前尔申賜倍止申久。去年六月以來太宰府度々言上多良
久新羅賊船筑前國那珂郡乃荒津尔到來天豐前國乃貢調
船乃緒綿乎掠奪天逃退多利又廳樓兵庫等上尔依有（カ）大鳥
之恠天卜求尔隣國乃兵革之事可在止卜申太利又肥後國
尔地震風水乃灾在天舍宅悉仆顛利人民多流亡多利如此
之灾比古來未聞止故老尋毛申止言上多利傳聞彼新羅人
波我日本朝止久岐世時与利相敵比來多利而今入來境内
天奪取調物利天無懼沮之氣量其意况尔兵寇之萌自此而
生加我朝久無軍旅天專忘警備多利兵乱之事尤可慎恐我
日本朝波所謂神明之國奈利神明之助護利賜波何兵寇可

可近來岐况亦彼新羅人乃相敵比來礼利入留事波掛畏岐
御窟乃威德爾依天降伏訖賜天若干驚岐怒惠利賜倍岐物
奈利故是以從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使
天礼代乃大幣帛乎令捧持奉出須此狀乎平氣久聞食天假
令時世乃禍乱止之天上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛掛
畏岐御窟國內乃諸神太知乎唱導岐賜比天未發向之前尔
沮拒排却賜倍若賊謀已熟天兵船必來倍久在波境內尔入
賜須之天遂還漂没米賜比天我朝乃神國止畏憚礼來礼留
故實乎澆多之失比賜布奈自餘之外尔假令止之天夷倂乃
逆謀叛乱之事中國乃盜兵賊難之事又水旱風雨之事疫疠

飢饉之事尔至万天尔國家乃大禍万姓乃深憂止之可在良
牟遠波皆悉未然之外尔拂却銷滅之賜天天下无驚久國內
平安尔鎮護利救助賜比天皇朝廷乎寶位无動久常磐堅磐
尔夜守晝守尔護幸倍務奉給倍止恐美申賜波久止申朝野
群載
十二卷のり宣命の天皇我詔昔止掛畏支宇佐八幡大
菩薩乃廣前尔申給倍止先々御代御代乃例尔三年尔一度
比神室造饒天奉出給倍利故是以吉日良辰遠撰定天錦盖
弓箭叙梓前御服玉佩宝鏡等乃種々乃神室遠潔久妙尔令
造饒天礼代乃大幣帛遠金銀仁造饒制捧天某官位姓名遠
差使天奉出給布此狀遠平久聞食天皇朝廷遠常磐堅磐尔
夜守日守尔護幸賜比天凡雨順時倍五穀豐登志女灾難永
断依万民平安尔惠給倍止申給倍止申久掛畏支筑前國尔
坐須香推窟尔種々乃神室并御服尔添礼代大幣帛天奉出
又同久此宮仁御坐須若宮若姬西所大神尔毛礼代乃大幣
帛遠奉出給布但此兩所大神去天慶二年閏七月尔始天可
奉須官幣狀奉定礼婆此般毛奉出給不共此狀遠平久聞

上冊八所被奉紫綾蓋。四角在平文野劔一腰。八赤漆赤漆御
弓一張。箭四筋。平文鉾一本。在鉄五寸鏡一面。在平文平文麻
桶一口。平文線柱一本。奉除伊勢兩所元宇佐香推等之外者。
皆被奉御幣一捧。各縮五疋。綿一疋。一兩以薦敷之。同長元二年七月廿七日。
勅使を遣して明鏡御劔を奉て。宝祚長久國家安全を祈給
ふ。同九年十一月廿八日。後朱雀天皇勅使をして即位を告
ぐ。白川天皇延久五年正月十六日。勅使即位を告ぐ。禁
秘抄下卷。永保四年香推宮火。承暦三年神宮外院也。此等
五尚日廢朝也。日記。堀河天皇寛治元年九月十九日。和氣
使をして即位をつく。百練抄五卷。寛治六年六月廿九日

太宰府言上。香推唐御殿血散在狀。日記。嘉承元年十一月
三日。散位藤原宗隆をして奉幣。朝野群載六卷。太政官
府應以正六位上膳伴宿祢範宣。補香推社。大官司職事。右得
範宣去二月十七日。解你大官司。是先祖相傳神任。来尚矣。近
則高祖父公武徑行等也。而範宣永保元年九月十日。就行之
之處。恒例。神事有勤無怠。然間任先例。武實依為譜第。太寛治
元年十月所補任也。爰今年秋滿已畢。幸相當其運。誰成競望
哉。望請官裁。任次第被補任者。正二位行權大納言兼中宮大
夫源朝臣師忠宣。依請者府宣承知。依宣行之符到。奉行左中
辨藤原朝臣左大史小槻宿祢。寛治七年十二月七日。百練抄

五卷寛治嘉承二年七月十二日。散位頼貞配流佐渡國。公長治

元年押入香推宮射危神輿致害神人之故也。令勘罪名。旧記

小。同二年鳥羽天皇使をして即位を告給ふ。旧記。崇徳天

皇保安四年十二月朔日。勅使をして即位をつぐ。百練抄六

卷七十五代。保延六年六月廿日。諸卿定申太宰帥頭頼卿訴申去月

五日九國所々大衆神人僥拂宰府下屋舎數十家事。此中大山香推

管崎為張本。旧記。近衛天皇永治元年十一月朔日。勅使をして

即位を告。後白河天皇久壽二年十一月廿九日。勅使をして

即位をつぐ。六條天皇永萬元年十二月三日。勅使をして即

位と告り。高倉天皇嘉應元年八月廿七日。勅使をして即

位を告り。安徳天皇治承四年十一月二日。勅使をして福

原都の事。且即位を告り。後鳥羽天皇文治二年十月廿一

日。散位定康をして即位を告り。同建久四年十二月十三

日丙午。左馬権頭藤原範實を遣ひ。奉幣。同七年十一月

廿九日。安藝守宗行奉幣。土御門天皇建仁二年十二月四日。

兵部権少輔平棟基をして即位を告。同元久三年十二月八

日。少納言源信貞をして奉幣。順徳天皇建暦元年九月四日。

勅使をして即位と告り。同承久元年十二月五日。中務少

輔源重房をして奉幣。四條天皇天福元年四月十七日。少医

博士有式をして即位をつぐ。此使の事。百練抄にも見え

より、宇佐宮の件はひりり、後嵯峨天皇仁治元年八月廿二日、典藥大允和氣朝臣弘成をして即位を告ぐ、後深草天皇治元年十二月廿四日、勅使即位をつぐ、同建長二年十月廿一日、宮内大輔藤原朝臣氏光をして奉幣と、同六年十二月廿六日、大内記藤原朝臣基長をして奉幣と、正嘉元年十二月二日、民部大輔藤原兼倫をして奉幣と、龜山天皇文永八年五月朔使をして奉幣と、是當宮去年焼亡せしが今日新宮に遷幸ありよりてあり、後宇多天皇弘安四年使をつぐりて夷賊を降伏せし事祈る、後伏見天皇正安三年二月十六日、奉幣使あり、後醍醐天皇元應三年正月十五年

日、刑部權大輔和氣朝臣篤成をして奉幣あり、此二度の奉幣の事と宇佐擬大宮司重輔宿禰の日記に出る、此後天下穩ありて奉幣の礼多きこと四百四十餘年よりて、櫻町天皇延享元年より及べり、金葉集に隆家卿太宰帥に二度ありて後の多び香推の御社に参りけり、神主事の多し、杉の葉を折て帥に冠よきんして讀み、神主大膳武忠。

杉の葉を二度挿頭を我君ぞきみ
新古今集よ、よき人あらば、

千速振香推宮の綾杉ハ神の御衣木に立るなりり

新後撰集。大納言経信。

あゝざりし香推の挿頭年古て過る跡はゆゑ

なり。ハ幡本紀に。社家も傳ふ所。又ハ世は流布せし

元年二月。足利尊氏御京師の軍。打負て筑紫。下りけ

氏。御前宗像郡江口と。所。其後香推。趣り。其勢三

百人。過りし。と。なん。香推。御廟。軍。車。を。祈ら

多少。を。作。候。を。して。う。か。れ。其。勢。雲。霞。の。こ。と。く。な

以て。大。敵。を。向。ひ。な。ま。し。し。た。軍。を。恥。辱。を。後。代。に。残。さ

つ。よ。く。諫。め。さ。げ。り。旗。の。手。を。お。ろ。し。濱。男。の。頓。宮。を。打。立。て。香

推。の。宮。の。ま。へ。を。過。り。け。直。義。馬。より。飛。で。か。り。是。ハ。香。推。大。神。の

擁護。の。ゆ。え。瑞。相。なり。と。敬。礼。し。射。向。の。袖。を。さ。し。り。り。

を。射。す。敵。の。ま。へ。を。待。居。り。か。り。所。味。方。の

陳。り。誰。射。も。し。た。白。羽。の。鏑。矢。敵。の。上。を。鳴。響。き。て

落。り。所。も。し。し。を。な。り。き。直。義。の。兵。是。も。こ。と。あ。ら。ば。と

て。合。戦。初。め。其。衆。寡。誠。に。敵。に。か。り。り。神。助

兵。に。追。立。り。れ。て。敗。軍。し。菊。池。七。や。う。や。く。本。國。に。引。退。き。け

勢。の。音。ま。で。三。百。も。多。く。を。三。万。人。と。す。か。磯。の。つ

波。の。音。ま。で。敵。の。関。と。き。な。り。け。れ。俄。に。叶。い。と。に

り。心。つ。き。て。一。軍。も。せ。ば。旗。を。ま。じ。胃。を。ぬ。ぎ。降。参。り。御

め。を。淺。く。さ。し。事。を。甚。感。喜。し。て。多。く。の。神。田。を。よ。せ。し

其。外。論。旨。御。教。書。神。室。等。甚。多。く。傳。り。り。天。正。の。回。祿。は。燒。失。ぬ。

亡。び。ぬ。さ。り。同。四。年。四。月。尊。氏。直。義。相。共。に。大。軍。を。ひ。き。あ。り。て

筑。紫。を。出。五。月。撰。品。兵。庫。を。新。田。義。貞。に。打。勝。楠。正。成。も。此

時。討。死。去。給。ひ。け。れ。も。尊。氏。又。帰。洛。し。て。終。に。天。下。の。武。將。と

なり。又應安七年の夏、征夷大將軍足利義滿卿、菊池退治の、め筑紫へ発向せし。先祖の吉例を思ひ九月七日先香推宮を参詣して、一紙の願書を奉る。又種々の神宝を納らば、其後菊池降参し九筋をへて平ざり此を十月に義滿帰洛し給ひぬ。此より後義滿の武威漸く盛りて南朝もたよりつゝ、諸國の武士皆京都よりつゝいて、四海や、をさまり静。宗祇筑紫紀行に、香推宮をまゐるぬ此處にいづるも引かへ物さびしく、社のめぐり木深く草高く山水を掛置る橋のさまも、跡古て空しき苔の道を残ると見ゆ。御殿の造営ならぬも、假殿のさまも、わろそらなり。神司の者ども、まじりて物りひかえをも哀なれど、いとも昔ねがして神の御衣木と、杉のこさうえといがきの外に廣がり、御社を何れもせん

とめでるに此枝を、をりて、行末の身を二度と思ひぬを香椎の杉に猶や契らむなど、貝原翁云、此社に綾杉とて神木あり。社説小皇后三韓より帰らせ給ひて、異國へ携へ給ひし三の兵器を今の社前に埋む。其あるも杉枝をさして、我國の守護神となすべしとちりせ給ひしを、漸く其木生茂りて其葉つきあやしく、ふの常の杉に異なりて綾の紋を織む。如く、綾杉とり、花園院正和年中に、御社炎上の時綾杉もとも焼ありしが、やがて其木の苗灰中より二本生出けりや。天正十四年兵乱りて回祿の時、又其木を

や多ありし程なく其根より生出るが。今社前より。
本ハ一根として下より二株小ワリ。恰二木の如し。周二
圍をりあり。其さすつぬの杉は異なり。枝葉茂るる
るし。神祇記聞小。御由来記。大帯姫者御子八幡土此朝
仁昔渡給豆占淨地而御在所土定給志時大帯姫波占香推
天杉乎逆^{サカテ}尔殖豆戒定惠乃宮乎埋豆其上尔壘乃松乎逆尔
殖給宮崎松是也。其故尔大帯姫波杉乎御在所土定女八幡
波松乎居土定女給布。此事人不知土御託宣香椎宮末社ハ
古宮大明神武内大明神平野大明神八御子社三島大明神
六所権現神濱男大明神朽瀬大明神印鑰大明神大神大明

神高良大明神志賀大明神川上大明神高倍大明神二神大
明神卷尾大明神万岐岳大明神早辻大明神早尾大明神香
椎宮旧記。池田郷四百廿町。山田郷八十町。和白郷七十町。
三若郷七十町。三代郷三十町。原上郷四十町。蒲田郷七十町。
新原郷廿五町。今在家郷六十二町。府之郷八十町。八田郷十
八町。多々羅郷八十町。諸町郷十八町。宇弥郷八十町あり。其
後龜山天皇文永五年四月四日詔ありて。當宮修覆料と
て豊後國豆田にて二百町の田地を寄り。此更石清水
旧記も見えり。其後足利尊氏當宮を信仰し。四黨を初
め其外の神人をも召集久厚く賞し。各諱の一字を与へら

又古来まりの神領弥相違あり由。尊氏千づく寄進状
をりき。且旧神領の外小豊前國夏焼八十里。筑後國牧田十
町。同國菅五十町を。新小増奉らる。前後神領凡千二百十三
町なり。と。今大官司に傳ふ。寄進状あり。この
寄進筑前國香推宮同國柏屋郡多々良以下八百町。右今
度軍利之報。竊尚祈天下安寧。家門繁昌。所寄進如件。建武三
年三月九日。源朝臣判。足利義滿卿の願書。奉呈。恭礼。稽首
稽首。夫恭俱以觀當社。檀日大明神者。聖代前烈乃。宗廟命也。
神武乃。尊靈也。魏々今推迹遠。繇千日域。西州之隅。内證外融。
乃。光明而照。末世百王之掌。利益方便。乃。誓區而嚴。千後二千

一百六餘載之上。和朝古来。慣神道之風。所以垂告戒於慈孫
者。咸以無不由。靈鑒之德。矣。嗟乎。昌哉我國。光耀兮。功績玄哉。
皇嗣仍傳。弓明著。粵神聖八十餘次之。正統後。光嚴帝。曆應餘
利。已来天下國內。久乱天。黎民困樵。蕪一人不安。奉秋八荒分
離。不由皇化者。四十餘年。于斯就中。連歲以後。西戎曾競。數劫
畧。辺境浸揚。逆浪舟楫猶絶。貢賈無通矣。刺浪恙之害。浸潤異
域。而神聖掛矛鉞。痕且断絶兮。于斯今上。微臣。義滿。稔奉台詔
而。匡合。闔國之兵。將驅四方乱。遂使寰宇安全。思之不遑。顧國
躬。遂剋期。勦旅直前。退凶賊於千里。日。亟詣瑞垣之砌。幸尔。出
擁護之懷。機感尤銘。瞻耒。利生豈疑乎。随喜之餘。頓振錫毛。呈

奏^須俯乞武運永合天地輝威於万世德風加以下使億兆誇
無疆仍誠恐誠惶應安七年九月七日源朝臣當社祝部權大
輔卜部兼秋を^{して}願書を神殿小納められ^しと^り。天正
十四年七月薩摩の軍卒^{とも}立花城^をみせけ^る時兵火小
つ^て本社廻廊大門樓門鐘樓寶藏十七所の未社等残ら
じ焼失せりされ^{ども}此時ハ乱せ^りて誰ありて造立せ^る
人^もな^らず^りか翌年小早川左衛門佐隆景此國主とな^り
き^し後漸く本社も^つり^て建立有^しり^{とも}な^らず昔の百^ヶ
一^を及^す其時作られ^し本社^を寛永十四年^に焼失
せ^りと國主源忠之朝臣又本社を建立せ^りと^り隆

景の時造営此例^にな^らずひ^て舊貫^を復^する^に及^す此^時
小造営あり^し今^の神廟是^{なり}貝原翁云香推廟宮の御
祭古^の年中^に多^つり^しと云殊^に四月十七日^は崩御の
御忌日^{なり}と^り祭^り又^は毎月の十七日^も神官等持
殿^に集^りて連哥式あり^し此^礼今^もな^らず^りの^り二月六日九月九日
小祭あり中^も九月九日の御祭^も神輿を濱男の頭宮
に御幸^なり奉^りて音樂を奏^す十日^は大官司職の人廟
宮の御使^とり^て頭宮より原上村^に在^り川上大神^に拜^を
な^らず十一日^は三苔村^に龍王社^に参^りて拜^を此^間三
日頭宮^に留^りて給^ひ十一日^に還御あり此^礼今^も絶^るり^の昔

跡より頓宮の礎の三又此春秋の御祭より二宮崎より四十
鳥居の傍より一又此春秋の御祭より二宮崎より四十
八尾の紅魚を御贄より奉りと云二月十一日の祭の事
の祭式も今ハ聞知る人ありと云又廟宮の神領上代より
當國及筑後豊後よりありと云足利氏より至り又神領
を加へらる。其後大友龍造寺等より至り残なく是を奪ふと
いへども。ちか當國ハ七百町の神領残りと云秀吉公西
征の後より一く没收せりと云此時より国主の私領二こめ
小早川隆景當國の守と成り私より百二十町の神田を寄
附せり。其義子秀秋より至り是を減りて六十町と云。又其
後一かがく没收せり。神領なくありし後ハ社壇も傾き。

古より處せく作ちりと云神職祠官の家々漸々絶行り。皆
田圃と変じ。礎もに残らば。神人祠官衣食を求むと云り
ふたつて。多くと云四方ハ離散し。聊のうと云り。皆田夫とな
りぬ。隆景の時より社人五十三人ありて。祭祀を執行ひ
けり。秀秋社領を没收せり。此後三十余人ハ。穿落りて
處をさる。其餘の祠官の子孫今より二十四人の一に
なり。後ハ参仕ふる人もなく。大官司四黨の神人も只名
のみあり。皆農夫と變りぬ。朝清めをと云ぎ。やつこ
もなく。四辺より草木の生茂り。落花よりと云り。はと云り。秋
ハ庭より零葉あり。志と云き。いと物と云り。御宮居と云る。されど

も猶春秋の祭日のミそれとをくりのまぬびりて神事を
執行ふとつとど今に近世まで浦々より献て御費の魚
さつまぬをむ万かく事替ぬれを里々の産子も神事を勤
る車ねろをうかして寂々たる林叢の間は宮所物より御
衣木の綾杉のミ衆木よつより神まびて御前より多て香
推浮の千鳥の声志加海人の漁火などえきくも随ひて物
悲しさと催し老水の影清くして名よ負ふ香推めり此せ
ぬのミ昔わたりぬかミとはえりて心あらんきその人
のよりミ神あがりてき媒とありぬあつたり此物き
もまれを始よりつる理あれをよや過り天和の比國主源

光之朝臣を起す新に神田をよせ海辺は鳥井を
立給ひて其敬あやうに今又元禄に至り令嗣源綱政朝
臣此神をあがめ給ふ事イヤマシヤニといはれき四
黨神官と云ハ伴大膳大中臣清原の四姓なり今も三氏ハ
存と伴氏ハ絶あり今神官十人あり其内大官司職ハ
武内を姓とみ五位より次は権大官司三宮氏六位ハ
り。其餘の神官十余ハ受領をことなく其外ハ社僧
一家あり護國寺とリハ東叡山の末寺として今ハ廟宮の
座主職あり今の社領百石のうち右の神官等よりりて是
をうく續風土記ハ香推宮三十石天和二年光之公より

香推宮為祠官之始祖也。討其所由中興之衰祖中臣烏賊津臣命隨聖母靈廟征西而御船出對馬府中之時雷雨甚風濤奔騰御船不安臣取三苜立御船舳祈誓海神之吾本朝人主為西征而濟海路然今暴風洪波起御船將危願海神救風濤鎮護師船異國容易降服吾人主皈朝後立社宜祭龍王即投苜海中令過濤卷焉須臾風濤收矣苜直向東漂流也皈朝後奏三苜流灘浦來之由故建社于彼地用三苜為神体祭焉也。從此其地謂三苜村矣今上科其衰祖之功使重春授官級為香推宮神主且考昔年夤緣為三苜御大領而賜氏于三苜以令祈龍圖永固國家安全全異賊降伏者也自是資始子子如

蘭桂芳騰孫々如瓜瓞連綿矣。廟宮記尔足利家衰へて諸國戦争の世々あり。當國の神領さ々や々も此の如く大友氏はを没收せんとさ々も。神人は是を歎きてさま々愁訴を當國さへうくの如くを他國の神領に残さなく武士に押領せしむり。叫ぶるげ神官の輩時勢小引きて止事を得てさ々ひひも。武士の如くさなりぬ。さ々と天正十四年七月薩茹國主島津修理大夫義久當郡立花山の城攻せむ其帰路當宮を放火せり。翌年豊臣關白筑紫に下向し給ひ當國の城主郡士等を追却し諸社の神領悉く没收せらる。是より十有餘年の神領立錐の地もなくなり果し

を神人社僧と四方に離散し、七十餘度の祭祀も絶て行ふ
車河、も、同年十一月十日當國名島城主、小早川左衛門
督隆景卿、御社の衰へを歎きて、私領の内當郡より池田郷
内五十三町八反、山田郷内六町七段五丈、多々羅郷内十四
町七段、同郷自作分三町七段、八田郷内十四町一反、同郷自
作分七町四反、三苦郷内五町七段、和田郷内十五町五段半、
原上郷内十町二段、今在家郷内為搦御供料十七町一反半、
新原郷十町、已上百五十九町を寄附あり、香推、厩宮記に、元
當宮年中の祭式ハ、天平宝字四年正月勅有て定給ふ所也、
其後年々月々々修理し、七十餘度の祭急も更かし、昔

より神主の人々、日々神殿に献る事近代まで未なり、
先正月元旦より一石二斗の神供を献りて、年頭の祭を行
ふ、是を朔様供と云、二日朔様供を献じ、三日も是も同く、四
日二石四斗の供を奉る、是を中給田と云、五日朔様供を
献じ、廻廊より吉書の式あり、六日朔様供を古宮の神前に
献じ、七日中給田の供、白馬祭を行ふ、神馬二足をひく、又郷
々より神馬十二足を出し、此日他の人を擣て鬼と名づけ、
郷中を巡行し終ると、武内大臣、社前より引と云、松樹に縛つ
く、是異國降伏の義なり、十三日朔様供を献じ、踏哥の祭を
行ふ、此夜立花山の麓より五十五束の松明を献じ、十四日

中給田供を献ぐ。穗垂祭あり。十五日弱を献ぐ。十六日翔様
供を献ず。此日徒的を射る。留主職より弓矢を献ぐ。大中臣
武内両家よりの板的板十二枚を出る。乃翌十七日早天小神殿
に捧て祈禳し。此日札を太宰府并國廳に送る。又紙札を枚
朝廷に捧て四黨の内當大宮司に非る人臨時に上浴して
献せり。十七日連哥會を拜殿に設く。廿日三石六斗供を献
ぐ。是を大給田とす。二月朔日翔様供を献ぐ。鰯サケの菜二種
汁一種酒三献なり。三日翔様供を献ず。五日伶人の舞あり。
六日二斗四升の供を古宮に献ぐ。正忌祭を行ふ。此日太宰
帥以下國司郡司本宮に詣て再拜兩段して云云。十一月六

日の祭も是と同じ。此日宮崎の海人四十八尾の紅魚と。較カキ
の美賀ミカ企キ四十八連。酒團ト榼カ四十八器の御贄を献ぐ。近き浦
々より七同トく魚鱗を献ぐ。是は神功皇后の御時宮崎の
海人等の祖幡鉾を持する。賞内海の漁釣を許さるる貢
税のためなり。九月九日七つくの如し。又志賀白水郎男十
人女十人風俗樂を神樂殿にて奏す。三代實録に云云。
十一月六日は同じ。十三日祭礼あり。十七日前月の如し。
三月一日前月の如し。三日は上巳の祭あり。十七日常月
の如し。四月一日例月且の如し。十五日十七日例月の如し。
五月一日例月の如し。五日天中節祭あり。七日翔様供に常

飯の如くよしく小豆を加へて献む。三騎の競馬有り。十五日十七日例月の如し。六月一日例の如し。氷餅を献す。十五日十七日例の如し。晦日菅貫祭を行ふ。此月の土用の終り伴家より御田式を行ふ。御供田も伴家より裁断せしむるなり。依て御田氏と称す。七月一日例の如し。七夕乞巧奠。日中よ素麺を神殿に献す。此麥粉一石貳斗毎年三代村より貢む。政所領納して是を膳大炊司小まゝにあり。十五日十七日例の如し。八月一日定式の如し。八朔の祭礼あり。十三日早稻に御饌を献す。事常の如し。此日宮寄の海人蝦エビ七十五。蚌カキ七十五。鮫七十五を献す。十五日常式の如し。同日供

一膳三島社に献し。竟るよ海に沈め蜷と与ふ。此時の舟も毎年宮崎奈多より交替も出る。同日本宮の前より角觥あり。十七日定式の如し。九月朔旦常の如し。九日大給田の供を献す。早朝に流鏑馬有り。三騎よて的九枚を射る。次に猿樂田樂あり。十日平明に中給田の供を献し。當大宮司三日前より齋戒沐浴して。敬て神躰を神輦に移し奉る。葎川の頓宮より行幸有り。伶倫樂を奏し終て。原上の川上大明神の社に遷幸有り。此夜の神輦を行安所に留て。十一日曉に三苦村あり。海神社に渡御あり。同日に還幸なり奉る。此間本宮より留主職昇殿も。神躰を内殿に遷し奉りて。樂を奏

志賀白水郎風俗樂を奏す。十五日十七日定式の如し。十月一日例の如し。四黨家より餅二百五十二。酒八罍を。神前に献す。七日朔様供を献す。十五日十七日例の如し。十一月一日定式の如し。三日朔様供を献す。五日中給田を献す。此十八膳供乃内一膳を古宮に献す。六日の祭二月六日の如し。又御膳を古宮に供ひ。又一膳三島に献す。十七日定式の如し。十二月朔日例の如し。八日朔様供を献す。同日八田御より清酒を献す。竟て社中拝殿に宴す。十五日十七日例の如し。晦日中給田を献し。歳末祭を行ふ。此外より多り此は如し。晦日中給田を献し。歳末祭を行ふ。と七長り此は是を省是等の祭奠を兵乱の後久しく絶ふりと。前國主源

光之朝臣廢きしを起し。絶ふと継ぎひて。神田を寄附し。祭礼を再興し。ゆり。世々の國主相續と潤色を添給ひて。二月六日の祭より國主使を遣りて幣帛を献す。ひ。志賀白水郎等海藻虫らと献す。九月九日より流鏝馬ゆり。角能あり。又正月五月九月より國主使者を遣りて幣帛を奉る。外記局日記一卷又申。掛畏。筑前國座。須。香推廟。礼代。御幣帛奉仕給。不加。上。此宮。御坐。須。廣前。又御幣帛。奉出給。又此宮。御坐。宮。廣前。御幣帛奉出給。此状。平久。聞食。世。忍。忍。美。申。賜。反久止。申辞別。天。申久。大宮司正六位上宇佐公是憲。波。仕。

奉礼留 勞久積 利多利 掛畏 大菩薩 弥益 齋比 崇奉 利

神威毛 增奉 為奈 外後 五位下乃 冠上 治給 此状

毛聞 食天 天皇朝廷又 毛護 恤賜 恐美 恐義 申給

久止 申天 慶元年十月九日此 外記 局日 記伊 勢外 宮文 庫蔵 本なり 文改 六年 四月 同處

高向 家り 書写 せり然 然る 表題 本朝 世記 ありて 外記 局日 記伊 勢外 宮文 庫蔵 本なり 文改 六年 四月 同處

久老 所持 の本よ 外記 局日 記伊 勢外 宮文 庫蔵 本なり 文改 六年 四月 同處

記と 題せ 書買 の徒高 賈を 貪る 為り 今神 宮の 本よ 世記 ありて 外記 局日 記伊 勢外 宮文 庫蔵 本なり 文改 六年 四月 同處

名目 を侵せ ちりん 其文 跡の 香推 宮記 白河 天皇 承曆

全く 外記 局日 記伊 勢外 宮文 庫蔵 本なり 文改 六年 四月 同處

元年二月五日 本宮焼亡此 災を 朝廷に 奏せ 五ヶ

日廢 朝あり 此回 祿の 事神 社回 祿記 仍て 詔を 下し 管内 の

諸國に 課く 造宮の 功を 促か さる年 を越て 成就 せり同 二

年二月朔日 新宮より 奉る 遷宮の 儀の 造替の 時に 同

一同 御世 永保四年二月七日 火あり 朝廷 五ヶ日 廢朝 あり

此度 の廢朝 乃 事禁 秘抄 あり 伊勢 宇佐 香推 乃 事禁 秘抄 あり 伊勢 宇佐 香推

遷宮 あり 龜山 天皇 文永七年二月十二日 炎上 あり 朝廷 の

廢朝 先規 の如し 鎌倉 將軍 家 釣 命 を 下 し 承曆 の例 に 任せ

管内 の諸國 を 造宮 せしめ 五月朔日 勅命 を 受け

て 新殿 に 遷宮 あり 奉幣 あり 花園 天皇 正和四年三月廿五日

も 回祿 あり 翌廿六日 鎮西 管領 上 総 政 顯 あり 古海 圖書

左衛門 久能 及 左近 將監 殿 名 の 西使 を 差 して 回祿 の 跡 と 巡

檢せしめ鎌倉よ訴ふ。征夷大將軍守邦親王よの夏を執柄
北條相摸守高時よ計しめらる。是よ依て謀役を九筋よ點
して造宮せしむ。年を経よして功成まり。翌年八月朔日新
殿よ遷し奉る。後花園天皇宝徳二年の春本宮已下を修補
せしむ。後土御門天皇文明元年十一月七日炎上せり。文明二年
宗祇筑紫紀行よ此宮の事を記して御殿
の半もろくして假殿のさゆとわろそり足利義政將軍釣
命を下し正和の例よ依て宮建せしむ。同二年十二月十九
日造替の式を以て遷宮と。正親町天皇天正五年十二月十
二日本宮を造宮して成就せり。仍て今夕新殿よ遷し奉る。
此度の造宮は足利將軍衰微の時ゆゑ釣命の沙汰よ及

るべ。依て豊後大友義統朝臣是を支配せしむ。是よ因て前
大官司武内玄蕃頭氏永一七日沐浴齋戒して神殿よ篋り。
臨時の御供を献し。連歌百韻を奉納し。使節を豊後國府内
小馳て造宮の宜しうと謝す。同十四年七月薩摩の兵
よも五万餘騎大友の旗下れ城を攻む。時當郡立花の城
をせむ。此時小筑後國住人星野中務少輔兄弟茶内者とし
て當所小乱入し。造るまじくべし。神官の家よ火を放。折ゆ
し風烈しくして神人の家々を始て在家坊中一字も残ら
ざるえふ。烈火神殿よ飛移り本宮拜殿大門廻廊樓門鐘
樓十七所の末社祭祀を行ふ殿舎等一時よ灰燼とせしむ。

薩摩勢の退きし跡、星野ヶ一族當郡高鳥居の城に籠り、
てしう。立花統虎程なく討て出て彼城を押し寄せ、即時に攻
落し星野兄弟を始め一人も残らば打亡がしぬ。九筋軍記
は今度薩
摩勢へ降参の士筑後国住人星野中務少輔吉實同民部少
輔云々。又八月廿四日薩摩勢立花を引拂ひ明日廿五日立
花星野をせめ落とせり。此時神樂を深谷幽邃の人跡不到の所に
隠し奉り。前大宮司氏長其身ハ大友の催促に随ひ立花に
籠城し其子氏續十四歳なりしと老山の城に楯をとりし
じ。當大宮司三苕和泉守基宣ハ預る所の綸旨御教書神宝
等をも携へて此乱を避て筑後國に奔出に。こゝに武内氏
長も香椎の炎上を立花の城上より望見て疾馳入りり強

盗を追拂ひ諸の非常を誠免假殿の神樂を守る。戦死此者
あり。あり。天下を亂るをりなり。かく神廟兵火の叫
そゆひしうとも五ヶ日の廢朝の例も行り此を詔勅釣命
もこゝに及はされを造立を催さよかなし。御神領も近年
他國ハ武士に押領せしむ。當國も豊臣關白の没救しぬい
しうば。百王千歳の奠式も一時にりうびて年中七十餘度
の祭をわさし。しり。神職の輩ハ飢寒を凌ぐべき便なくし
て。かのヶさめし。し。落行しうば。其名を空く荒村田野よと
とめし。その明年天正十五年六月朔日。當名嶋の城主小
早川隆景。本宮拜殿を造營せしむ。し。末社已下も旧

慣よ復ちよよ及らば其趾永く民の住家とをたりにける。此度立られぬ本社さへ修造する人たりにしうは年をへく傾く軒の志のぶ草所せく生茂りおほむる萬葛も掃ふべき人なくして雨露神跡を犯せしうはせんうなきて三社の神輿を大宮司氏永が老家の後なる山麓よりつと奉りつりせめ草庵よかとしき事年ありかくて氏永り子民部少輔氏續是を歎き本社造立の志願を発し國廳よりうして士民の助力を乞ふ先國主侍従源忠之朝臣力をあもせ功を促しうはいくらもなく修覆成就し元和九年五月十五日假殿より本宮に遷幸あり其後

七年をへて寛永十四年三月朔日内陳より火出て本社拝殿一時は焦土とあり天正十五年隆景造立より今年より五十一年とあり此前日の暮り白布を引ぬ如き奇怪き雲氣神殿の上より出て南の方へ數十町棚引ける神人里人は是をあやしみりしが翌日火災有しうはその前徴よこそと後よをありしうらとける先國君忠之朝臣やけてエよ命して造営しぬ寛永廿一年六月十一日土木の功をとりて正保二年十月十日天正の例を奉て新殿よりつと奉る此時の御殿百五十餘年をへて破壊せしうは當國君長順朝臣是を再営し給ひ寛政十三年七月十九日新宮に遷御ありかく國君せ々

小修飭を増多し海濱よ鳥居を建て、御供所神樂殿鐘樓神
庫ニヶ所の及橋宿直所古宮大明神等を再興し、
は社の栄も古よ帰リぬべき事年をくりかへてまわすべし。廟
宮記小往古當廟の祠官の長小四黨あり。大膳紀宿称膳大
伴宿称後淳和天皇の御諱を避けて大伴を伴との称を大中臣朝臣清原真人是
なり。此家よりつゞく廟司も補を。此外古ハ神官數百人
あり。清和天皇貞觀六年八月十五日藤原良房朝臣を勅使
として。廟司六年を以て交替の任限とせざるに定らる。
此廟司六年交替の事ハ三代實祿よりあり。良房朝臣此勅使より下向し、事ハ是より大
官司の任限竟る人を前大官司と称し、いまは任せざるを

を権大官司として。又當廟小守戸一烟を置きて、
延喜式小えしより。げも此廟ハ古より朝廷の御尊崇地
小殊なり。くば大官司をとどめ神宮輩ソグれしそのか
え天子より置かひし職として。正しくなり。なめ神
官あり。保元物語小源為朝鎮西にて濫行の事を書きたる所
小城を攻る謀敵を打術人よ勝きて三年之内よ九國を皆
攻落して。自総追捕使小押成て。悪行多くりけり。や。香椎
宮の神人等都よ登り訴申間。久壽元年十一月廿六日徳大
寺中納言公能卿を上卿として。外記小仰て宣告を下さる。
とりて。崇徳天皇保延六年五月五日香椎宮寄大山を張

本として、九國處々の大衆神人宰府以下の屋舎數千家を
燒拂ふ。太宰帥顯頼卿京へ訴申さるる。百練抄より
多り。是何の故と云
ことそのせにかゝりて大宮司交替の例代々有り。莫
なく、四黨輪次を任職せり。堀河天皇寛治七年香推大宮司
武實秩滿て。寛治元年初て
大宮司を任ぞ正六位上膳伴宿祢範宣を以て
大宮司としぬひ。太政官府宣の案、朝野群載のせし
て。然るに後小松天皇明德の比より、伴宿祢の故ありて大
宮司小任を、事を停らる。應永の末より清原の真人も事
故有りて大宮司を任する事とゆふ。西家はよりして
自権大宮司と稱す。つゝは、大膳紀宿祢と、大中臣朝

臣と西家よりして任職せし。正親町天皇永録七年より
大中臣親宣より二男清宣と長男八郎匡基より子和泉守基宣
と、三苔家西家となり。武内家を合せて三家有り。大宮
司を登る。天正の兵乱より基宣は他邦より落魄し。清宣より子の
鎮宣も是より遂に家衰つて、三苔氏大宮司を任する事あ
たし。後より後、大膳紀宿祢の一家として、永く大
宮司を任する例となりぬ。貞觀天皇の定め給ひし廟
司交替の例を此時遂に絶果る。足利家衰乱の時他邦の
神領は暴逆の武士より押領せし。當國の神領もや、もと
とを周防の大内豊後の大友より押領せむと。故に時勢

よむらひて神職の輩止車を得ずして専武士に屬し。永正
大永の比より大友氏の旗下の如くよを成よける。ついで
しうば軍役を走る弓馬を事する。天正十五年豊臣關白神
領を没收しぬいしりも。此時神人社僧多く落失ぬ。翌年小
早川隆景卿當國の主となり私に百五十九町の神田を寄
らる。此時まづい猶残まると神人五十餘人ありけるしや。
其後秀秋神領を悉く没收せしむしりも。飢寒を凌ぐべき
よをがなくして。先祖より久しく住馴さし旧地を去て。遠
近に散落せしうば。今に總に神人十六家のに残まり。此内
に大膳紀宿祢三家。武内一家 木下氏一家 大中臣朝臣兩家。共三首

膳伴宿祢一家 御田氏と稱す 清原真人宿祢 中牟田氏と稱す

是古の四黨の遠孫なり。此外石川氏本郷氏等數家あり。大
膳紀宿祢此家世々武内氏と稱す。此家の世系を尋ぬるに。
孝元天皇の后伊香色謎命を娶まして。彦太忍信命を生ぬ
ふ。此命吉備稚武彦命の女王祇姫を娶て。彦忍雄祇命を生
ます。此命武埴安彦命の女王屋姫を娶て。武雄志男命を生
ます。此命中臣連祖宇賀主臣の女稻津姫を娶て。屋主忍男
武雄心命を生む。此命紀直祖菟道彦の女山下影姫を娶
て。武内宿祢命を生む。大臣の弟 四男なり。 都久宿祢中臣阿麻毘舍
連女を娶て。紀馬御檄連を生む。都久宿祢の三男なり。是
家系の傳ふる處の
かし。按て武内大臣を古事記より孝元の御孫とす。日本紀
より孝元の曾孫とす。彦忍雄祇命と武雄志男命との二代

リケルの書してスレキル也。旧家の傳りし所証ベクシ。依て。系圖のまじりヨシヨシのは馬檄連。古事紀に。平群都久宿称者平群臣佐和良臣馬檄連。馬御檄連の十三等祖也。此乃り物也。世後亂。紀氏宿称の裔なり。此氏連宿称。聖武天皇神龜元年大臣の裔なりを以て。勅を奉て廟司に補す。天平二年庚午五月廿一日紀宿称を改て大膳紀宿称の姓を給り。大膳と古當大宮司の人。日々齊戒沐浴。神饌を献ず。事此例なり。彼御飯水の事。此大膳姓に縁ありて。大膳の義あり。大膳乃天子の大膳なり。大膳と別なり。按。大膳の義あり。大膳乃天子の大膳なり。大膳と別なり。按。大膳乃古の御膳を掌す。貴人の任に。後世は同く。古の神代も。太玉命是を掌す。又姓氏録雀部朝臣の下。巨勢朝臣同祖建内宿称之後也。星河建彦宿称諡應神御代於皇大子大鷗鶴尊繫木綿祿掌監御膳因賜名曰大雀臣とあり。皇太子也。同年四月十二日香推下向し御膳を掌す。皇太子也。同年四月十二日香推下向し

て。今の大宮司は宅地上代大臣の住みし地あり依て。再ひ此地に館を。氏連後より氏範と改む。孝謙天皇天平勝室六年甲午四月廿四日逝。年八十五。後より此人の靈は高倍大明神と崇む。此人七代孫武宣宿称。貞觀六年甲申八月十五日和を承て廟司の交替を定めら。始て大宮司に任む。後鳥羽天皇文治元年武宣より九代兵庫公友。忽領家の命より肖き濫行を致し。造替遷宮の事を抑留を。志りの。ゆゑにその身前司たり。ち。押て社務を行ふ。社官等関東より訴り。右大將頼朝卿命を下して公友を追却せ。此事東鑑四巻にあり。その下文に云。下筑

前國香推廟社官等一廟司公友追却之事右為前司而押望
社務造替遷宮抑留之罪過以早可令追却也自今非其任職
者守先例可致沙汰条如件文治元年二月朔日源朝臣此文
書今猶大宮司家ニ藏ク公友さきニ太宰少貳大藏種直ニ
屬シ平家ニ忠あり越中前司盛俊リ女を納て妻トシ因て
源家の世トナリて退けラ。香推の宮ニ源平の比池大納
言の家領アリし由東鑑ニス
えり然きを平家ニ屬セシム於テ。その子公豊孫公清
ニ公友の鎌倉ヨリ追却セシムナリ。其子公豊孫公清
マデ二代大宮司ニ任セシメテ公清の子公貞ニ至テ復大
宮司ニ任セシム事ヲ許シ。是ヨリ連綿シテ今ニ至リ。光
嚴天皇延元元年二月足利尊氏將軍多々良濱の軍ニ勝利

を得當宮の擁護ナリテ神領を以テ祠官を賞シテ四黨
の人ヨ各諱の一字を与ヘラ。此時武内河内公良忠名を
氏忠ト改ム尊氏自筆の寄進状今猶當家ニ傳ヘヨリ。此書
ハ初
マアヘ。天正の兵火の時前大宮司玄蕃頭氏永神輿を警衛
シテ功あり。是ヨリ他氏大宮司ニ任セシム事ナク專此家ニ
テ代々當司トシテ事トナレテキ。後水尾天皇元和九年氏
永の子大宮司民部少輔氏續其父ト計リテ言を國廳ニ立
テ私ニ本宮棟殿を修造シ。此時宮政所木下氏宗ノ子を僧
トシ。國中の助力を請ヒ。後ニ此僧を御灯坊四洞トイ
ヘテ。此僧の事紀下氏永ハ天文三年甲午正月七日ニ生

寛永十七年庚辰十一月十九日卒。壽百七歳。凡此家系の内
武内大臣の後。百歳ものり。人此氏永し共。六人固。古
来稀なる名家なり。八十九。十。至。人比々として絶。り。莫
なり。氏續より五代公政。従五位下。撰津守。叙任。延享
元年十月。勅使飛鳥井雅重朝臣幣殿。て宣命を續終。て
公政。よ。与。へ。り。公政。謹。て。宣命を神前。に。さ。し。けて。寶祚延
長。天下太平を祈。り。幣礼終。て。勅使公政。り。宅。よ。入。り。公
政。綾杉の葉を献。ぎ。絶。て。久。し。き。大礼千載の昔。より。て。祠
官等。是。を。榮。と。し。勅使京。へ。つ。り。上。り。り。して。後公政。二。り
び。朝廷。よ。ま。う。し。思。を。謝。し。物。を。献。ぎ。是。より。恒例。と。あり。て

毎年正月一日より七日の間。神官悉く齋戒沐浴。して。國家
の御。た。え。る。寶祚延長。天下太平を祈奉。り。其。背。札。及。綾杉の
葉。不老水等を頂持。て。上京。して。天朝。に。獻。ぎ。吉田家。是。を。執
奏。せ。り。國主少將。繼高朝臣公政。を。國廳。よ。召。て。神領を増
加。し。神人を厚く惠。み。ぬ。事。往。日。に。越。え。り。又公政七十の
賀。よ。飛鳥井家。より。哥。を。か。り。中納言雅重。香推大宮司。撰
津守公政。り。七十。を。賀。して。

朝。な。夕。な。祈。ふ。あ。ら。し。し。祝。子。が。老。せ。ぬ。と。い。ひ。神。や。守。り。ん
累世連綿。と。旧家。よ。して。世。に。稀。なる。神孫。たり。當大宮司
従五位下公榮。ハ。氏連宿称三十四代の孫。曩祖大臣。より。四

十八代の後裔也。先_ニ拳し尊氏の寄進状を_トめ大友立
花等の書翰今_ニ當家_ニ傳つ_テり。此家の末家木下氏西家
らり。木下氏の宮政所職なり。其祖ハ大宮司武内中務少輔
大膳紀宿祢氏倍の二男松壽丸氏連。編年記
作信考後花園天皇康
正寛正の比大宮司の宅の西南木下と云地_ニ館を構へて
木下氏と称す。木下と云田字
いまなき存す。古代の政所寮久しく絶多り
し_ハあつて。推大宮司宮政所職と稱す。本宮の閑園
神車の雜事皆此職乃掌_ス所なり。松壽丸の子を千松丸宗
連。編年記
作信宗其子民部少輔宗祐_ニ二子あり。是を氏永と云大
宮司武内氏房の養子となり。玄蕃頭氏永と_テり。次を木

下掃部助と_テり。後_ニ立花城主戸次鑑連入道道雪の烏
帽子児と_テり。民部少輔清連と名の_ルり。天正十二年二月
廿日鑑連より寄進の文書。又同年九月廿八日大友義統_ニ
ての書翰。立花道雪筑後表へ勸の問留主城頼ま_シ由の
せり_ルり。同十三年二月三日も義統より書を送ら_レり。
是等の古文書今_ニ此家_ニ傳ふ。其外大友家立花家等の書
管ハ社家の内_ニ藏_ス者多_シ。木下家近來西家とあり。嫡家
ハ政所職として上官_ニ列氏。
末家ハ中官ハ清連の
に列せり。掃部少輔清連_ハ孫利左工門氏政_リ弟。編年記_ニ
あり。童名乙吉と_テり。後_ニ剃髪して御灯坊田慶。天
比の_ル絶_ス跡を真_シて。御灯坊田周と号_ス。中古己來當
人_ニ。

宮に社僧千餘區有し由りい傳ふともども其始詳なり伏其始に社家よりソづ多く肉食妻帯なり清僧も有しといふ初に諸宗を兼帯せしむりなり今に台家より歸す因和元寛永の比より御灯坊を再興し弟二世秀海に至り大宮司武内氏理り昔の武内大臣社の廢址荒蕪の地となりて有しを國廟と告て寶永五年十二月始て神香山護國寺を再興し此時より古宮の下西方に庵室あり今も小池残まり是近古社僧の監觸なり此時より專貞嶺に屬せり此後数代猶神人十六家の子弟護國寺に住職せしむ近代に志うべ大中臣朝臣此家を世々三苔氏と稱し今西家あり共は権大宮司に任む古

に四黨の其一にして世々大宮司たり曩祖は天兒屋根命より六代鳥賊津臣命の裔なり又伊加都大連より雷大臣命とし書り延喜式神名帳對馬國下縣郡雷命の社即此神なり此神昔神功皇后西征の時又當社にて卷尾大明神と崇む御時功勳多し神龜元年當宮創造の時武内大臣の裔大津建日連の裔と共に廟司に補し鳥賊津臣命より廿四世寧樂朝の古大臣大中臣清麻呂公の孫今麻呂の子重春朝臣始て香推より下向あり是此家の大祖なり家系曰云云といへり然も其始當宮の廟司として當郡の大領を兼て三苔御を領せしむりし上世の制祭政をなす宗像神主出雲國造なりの郡領を帯し事續日本記よりし此外より猶多し此家三苔御を領したりし事此家三是より世

々三苔の大領と称す。重春より十五代能胤。延元年尊氏將
軍諱の一字を与へらる。因て氏能と改む。六代の孫長門守
親宣應仁二年正月大宮司に任む。探題大友親安朝臣の烏
帽子兒として親の一字を譲らる。親宣は長男を八郎匡基
始名ハ八郎後ニ清兵衛トシ、兵庫カ
重宣トイハ、其後宮内少輔ト号セリ。とりし。大病ありし依
て其父社職を継ぐ。次男六郎清宣
新太郎後ニ
中務大輔トイフ。神職を継ぐ。所領をも悉譲与ふ。清宣父の譲をうきく大
永二年正月武内左馬頭長氏
家系作
良時に替りて。大宮司に任
む。志りしは兄の匡基父の没後、弟清宣を退け、所領を
押領をんとして。種々謀計をなすとていへども。一社中あはれを

許さば。かくて天文六年九月大内家の許容を得て遂に神
職となり。清宣は所領を分ち領を。是より西三苔と称す。清
宣は弟ありしは其父の譲を受け重春傳來の嫡流と称
し別所の館に住せり。匡基は兄なれども父の譲なけれを
大宮司に登る事ありしに。自権大宮司と稱して他は館を
構ふ。匡基は子和泉守基宣永祿七年正月始て大宮司に任
む。事を得る。天正十四年薩六の兵乱入の時。基宣當大
宮司よりし。綸旨御教書を初め神寶等を携て此兵禍を
うけて筑後を走る。神宝等ハ悉く當
大宮司の預り所ナリ。其後年をへて其子通
宣降り来てし。神領なくありしは。所領を離して

遂に父と共に長く他邦の徒となりて、其子治部長く流浪し肥後熊本の東一二里相田宮に居て故に、三苔家所縁の者をして神室等うへらぐき由、社家より再三うへといへども、編年記録等二三紙を返して其餘を遂に返さざりて今に至り、豈にうへらぐき由、匡基父の譲をも請にして大内家の侍臣に頼り強て宗家累代の領地を半奪ひ、志を遂て其子に至り大宮司に登るといへども、天正の役は故丘を走て永く其家を滅せり、父は戻り侍臣に頼り人望に背けり者一旦其身を與るといへども終りて神罰嚴重にして忽家名断絶せり、中務少輔清宣の子を式部少輔

鎮宣とりし、大友左兵衛督義鎮朝臣烏帽子見として諱の一字を与へらる。天正四年大宮司に任を、其子を宮内大輔鎮栄と云、此時より三苔家衰微して天正の後、此家大宮司を継ごとく、是より権大宮司と称す、鎮栄は二子あり兄を宣季とりし、弟を兼宣とりし、宣季三苔の一家絶たれを復せんとして、其弟兼宣を別家とし、権大宮司に登らむ、茲よりまゝ、西三苔とたれて、當権大宮司正六位下伊賀守政宣、宣季より八代の裔なり、若狭寂宣七代の孫なり、大友家を始讓状に數十通今猶子孫の家は傳へり、膳伴宿禰此家を世々御田氏と称す、同臣命の後、大伴建日

大連の御子。大伴武以大連公の裔あり。武以大連公神后に
 随ひ三韓を征して其勲功大なり。因て神亀中勅して其苗
 胤大伴友國連の子。友綱宿禰實ハ宇連宿禰之三男。氏連宿
 禰の弟。初名宇綱と有り。
 也。膳大伴宿禰の姓をぬし。姓氏録云ス。膳大伴部ハ
 景行天皇の御時磐鹿六雁の御
 膳に仕奉りしより。膳大伴宿禰膳大伴宿禰ハ同祖
 のよりス。膳大伴宿禰ハ同姓ニあ
 らば。其元ハ大伴宿禰あり。膳大伴宿禰膳大伴宿禰ハ神膳を供
 するを司
 る故也。膳大伴氏と稱す。彼大膳紀宿禰也。是も同し。天子の
 膳に仕奉りしより。當宮に。香椎の廟司に補す。天平二年庚午二
 月廿一日。叙正六位上。任中務少輔。名を友範と改め。編年記
 作範綱。
 同三月廿一日。當所より下向し。天平宝字六年壬寅九月十七
 日逝す。壽八十四歳。是より世々廟司として中小路に館す。

此宅跡ハ今猶大伴氏の
 の祖神の祠あり。 其後武経の時。貞觀六年八月勅して
 大宮司交替六年の任限に定らる。武経五代の孫武知。其子
 武實。次男範宣。兄弟に勅ありて。伴兩家大伴氏淳和天皇の
 御諱也。大伴と申奉
 るを避て其後伴氏と稱す。廟司に補す。堀河天皇寛治元年
 長男武實大宮司に任す。同七年弟の正六位上範宣大宮司
 に任す。長治元年武實逝してより。伴一家と成り。武
 知十一代の後胤範遠尊氏將軍諱の一字を与へらる。依て
 名を氏範と改む。氏範より四代氏隆故ありて。伴宿禰の大
 宮司に任す。事を停らる。因て自権大宮司と稱す。氏隆の
 孫。孫九郎氏里天正兵火の後領地に離り。子弟七四方に

散乱して遂に家系を断せり。

氏隆の二男を氏吉と云、小西氏と稱し別家を立し、其子

左近氏幸に至りて家絶たり。

依て大官司武内氏理り子氏久を立て、伴

氏里の名跡として、旧家を與さしむ。此家古来より御供田

を掌として故に、家名を御田氏と稱す。今ハ権大官司も任

せずして中官も列せ、清原真人此家を中牟田氏と稱し、遠

祖を氏貞真人と云。

姓氏録左京皇別、清原真人ハ敏達天皇孫百濟親王之後也。とりり。又舍人

親王の裔も清原真人あり。この伴大膳大中臣等の祖と

同時ニ廟司たり。代々葛葉ニ館せり。

今古宮の北葛葉川の辺に小祠あり。清原真

人の祖神を祭るとり。小、按、此地を葛葉と云と清原の轉歟。

氏貞真人の裔氏家、陽成

天皇元慶元年正月朔日大中臣重義も替て、大官司も任

せ、氏家より十一代孫良實、延元元年尊氏將軍諱の一字を

与へら。因て氏良と改む。五代氏秀り時より故ありて大

官司も任せ、ことり、氏秀の二男香松九氏隆、別家

を立てり。此家ハ早く已り、氏秀より後自権大官司と稱

せ、四代孫氏富も子なき故中牟田氏種ハ原田家も仕官せ

るを養子婚とせしむ。社中の命より、神職を停

しむ。氏種も孫氏高も子なき故に宮政所木下氏宗も子氏

廣を名跡として、是より清家再い與りて神職も補せ、さしど

も権大官司も任せ、今ハ中官も列せ、武内、三苔、御

田、中牟田、是古の四黨ハ遠孫なり。綾杉ハ本宮の南拾餘間

よりり。神后三韓より歸て給ひ。此地に三種の神器御劔御
鉾御杖とを埋め給ひ。其上に杉を植て。後世の人杉の如く
あり。如く直ちる心を持って君に仕へたる。朕必其人を守
らばし。又後代までも吾靈を此杉よとめて。異國を降伏
せしと誓ひぬ。夫より此杉漸く長げりて其葉常の
杉より異よりして。海松房をさる如く。交葉綾の紋の如くなり
て。綾杉とい名付けり。元正天皇養老七年二月六日詔
宣ふも此事をさるり。御鎮座の條
同年十二月廿八日の詔
宣ふ。天下の國々より杉樹は朕寶殿なり。其故に諸樹多
かりといへとも杉の如く直ちる樹あり。故に直の人と

杉の梢より即朕寶倉也といつけぬ。聖武天皇神龜三年
五月二日詔宣して。昔年杉の根を埋みし三の兵器を
は。神殿の内を納藏むべしとのまじり。仍て掘出して内
殿に納む。其後天平神護元年始て綾杉の葉を朝廷に献ふ。
是より恒例となりて年々天闕に捧るるとなり。け
り。又太宰帥に新任の人當廟に参入の時。神主綾杉の枝を
折て帥の冠より事故実ありとり。花園天皇正和四
年三月廿五日當宮焼亡の時。綾杉もやけぬ。翌廿六日鎮西
の管領上総公政頭より。古海圖書左衛門久能左近將監の
西使をして點檢せしむる。綾杉焦土の中より萌出る夏

二株、錐を立ちケ如し。長六七分なり。仍て関東ニ訴ふ。関東
希有として敬信せし。鎌倉ニ同時ニ焼けるなりや。天正
十四年の兵火も此木や多し。ケヤクテ其根より生出
たり。文録年中秀吉公朝鮮征伐の時肥前名護屋ニ御陳を
居ら此諸軍の兵船異域ニ送せんとき。時神官等綾杉の
葉を呂りて符札をそつと献せし。大岡斜あり。悦
かし。朝鮮征伐のうどでなれをそつと祭向の諸大将ニ綾杉
の葉をとり賜ひし。とや。此杉本ハ一根にして二株
よりなり。恰ニ樹の如く周圍ニまわりし。高きこと雲
を凌ぐなり。ありし。安永七年の秋南風大ニ吹て其大

なり。りし。地ニ倒さぬ。されども今一の株を繁茂て翠
の色いと深し。今の神木則是なり。過山ニ延享元年十月廿
四日奉幣の日。飛鳥井雅重の中將大宮司ヲ館ニ入せぬ。し
時。大宮司大膳紀宿祢公政あや杉の葉をふとく麻とく
たむねて是を献せり。是を始りて年毎ニ神官一綾杉の葉
を捧げて天朝ニ献す。誠ニ希有なる名木なり。八幡愚童訓
ニ。正直の者と梢平なる。楯枝とよ吾と住べしと御誓あり
ける。故りて。餘所の杉ハ皆尖上るとりへども。此社頭の杉
ハ梢平にして社壇を去る一町余ニありとかけり。外記局
日記一卷ニ。天慶元年十月九日云々。天皇加詔旨止掛畏支

香推廟乃廣前忍美忍美毛申給倍止申久去六月十六日尔
御心乃内尔祈申給倍留事有天掛畏支八幡大菩薩尔御幣
帛等毛令捧持天奉出給尔依天掛畏支御席尔毛礼代乃御
幣帛毛從五位上守右近少將兼中宮權亮小野朝臣好古尔
令捧持天奉出賜布此状乎平久聞食天天皇我御躰毛常磐
堅磐尔夜守日守尔護助賜比國家無驚久天下平安尔守幸
給陪止忍美忍美毛申給波久止申。

○志加海神社

延喜式に糟屋郡志加海神社三座並名神大あり志加海に資珂
乃和多都美と訓やし御名の義は志加は地名の其のけハ下卷の

とくいり和多都美ハ古事記傳に師説に海津持てし意に
て又美と只尊名もてしありさく古事記上卷
の御袂に伊邪那岐大神詔吾者到於伊那志許米志許米岐織
國而在祁理故吾者為御身之袂而到坐竺紫日向之橘小門
之阿波岐原而袂被也云云次に水底滌時所成神名底津綿
津見神次底筒之男命於中滌時所成神名中津綿津見神次
中筒之男命於水上滌時所成神名上津綿津見神次上筒之
男命此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也神代
紀一書に伊特諾尊既還乃追悔之曰吾前到於不須也凶目
汚穢之處故當滌去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橘之
檉原而後除焉云云況濯於海底因以生神号曰底津少童命
次底筒男命又潛濯於潮中因以生神号曰中津少童命次中

簡男命又浮濯於潮上因以生神号曰表津少童命次表筒男命云云底津少童命中津少童命表津少童命是阿曇連等所祭神矣。故阿曇連等者其綿津見神之子宇都志日金折命之子孫也。姓氏録云安曇宿祢海神綿積豐玉彦神子穗高見命之後也。姓氏録云安曇連綿積神命見高見命之後也。又類安曇連宇都斯奈賀命之後也。聚國史五十二卷云。祢德天皇神護景雲二年戊申天下有大疫筑前國無大疫之災。故以當國糟屋郡志賀神社為從一位。當社者住吉一座韓神一座少彦名一座之故也。神官神部賜祿谷有差と有り。是ハヒビノ物云々ぬ人のつくれヒカヒカなり。三代實録二卷云。貞觀元年正月廿七日甲申奉授筑前國從五位下志賀神從五位上。万葉集七卷云。

千磐破金之三崎乎過鞞吾者不忘牡鹿之須賣神。宇佐宮緣起云。神功皇后將征異國。于時白髮老人來而奉導曰磯鹿島有安曇磯良者。八幡愚童訓云。當時常陸國の海底バシとあり。鹿島と牡鹿島とを。宜召借千珠滿珠於龍王。取違へども説きまひかたり。若得此珠則三韓自服矣。皇后曰如何可召。老人言。此童愛細男舞又名男良舞為之便自来。皇后曰誰為之。老人言。使供奉人奏音樂。翁自舞之。既而舞。愚童訓云。青囊云。舞を舞て。セイヤナク之舞よく布切をふれり。此太平記三十卷云。此事を奉りて。阿度部磯良とあり。筑前旧跡記云。是神功皇后志加大神の神樂を奏し給ひし所なりと云傳あり。磯童忽化舞人姿。著淨衣。蹈皮旺巾。掛鼓於頸。以袖

掩顔采龜甲自海中出。皇后乃使妹豊姫与磯童至龍宮借得
二珠。於是投此珠于海。而三韓降伏云。二珠奉納于肥前國佐
嘉郡河上宮。老翁者住吉大神也。磯童者筑前國鹿島大神也。
詞林采葉四卷云。神功皇后先皇の遺勅に任せて。御妹若多
良志姫を使として。龍宮へ遣はして。干珠満珠を乞ひて云
云し。八幡愚童訓云。皇后の御妹豊姫は高良藤大臣物語
保連を添て磯良と龍宮に使はして。玉をかりぬ。こゝに
之り。又豊姫と申すは河上大神の御事なり。こゝにあり。常
足按ず。此時の事。因て住吉神志加海神と云ふ。筑前
に祭る。此のなり。志加島を此神もちのいませを福小
門の筑前なりと云ふ。説私説叙記神中抄に云ふ。筑前
に祭る。宗祇筑紫紀行云。志加島明神の宮司坊よりして。禪
衣の人迎ふ。未ゆれ。心得が。き名乗じもなり云云。社ハ
高き所より。其道を不叫ぶ。御殿大なるあり。で物なり。記

く。ハ。そ。む。き。け。く。御垣の内なるの壘。七。す。を。
ふ。奉。ふ。と。老。翁。の。社。人。寶。殿。より。縁。起。り。出。し。た。と。
あ。つ。き。て。常。足。り。つ。り。侍。り。幽。齋。筑。紫。紀。行。
壘。磯。良。丸。と。云。て。神。功。皇。后。異。國。退。治。の。時。龍。宮。より。出。て。兵。
船。の。梶。執。り。て。海。上。の。末。を。バ。セ。し。神。なり。と。云。ふ。あり。
た。と。あり。さ。て。貝。原。翁。云。志。加。神。社。三。坐。ハ。里。中。なる。御。社。也。
底。津。少。童。命。を。祭。て。餘。の。二。神。を。相。殿。と。云。次。は。島。北。一。里。と。
う。り。小。勝。間。里。あり。其。處。の。濱。なる。松。林。の。内。に。志。加。中。宮。と。
号。して。中。津。少。童。命。を。祭。る。次。は。其。所。より。少。北。の。海。中。に。
小。島。あり。其。島。に。沖。明。神。と。号。して。表。津。少。童。命。を。祭。る。中。宮。
と。つ。き。て。常。足。り。つ。り。侍。り。幽。齋。筑。紫。紀。行。
と。あり。と。云。ふ。勝。馬。神。の。件。に。云。ふ。又。末。社。三。百。七。十

しを今ハ祠官の家も衰て大かた土民もいとくたたりま
るれど尚祭をも取行へて防人日記も阿曇氏の裔ハ聖一
國師もつきて僧となれるよりを其家も多えまける今社
の傍なる吉祥寺ハ其僧の建置るも因て今も至て御社も
仕奉るなり神官の内も阿曇氏の人其彼あり貝原翁云志加社僧
を金剛山吉祥寺より昔聖一國師いまだ天台宗よりし
時此地も来りて法をとらし社人等帰依し別當
坂本知家ハ男子宗岳を以て國師の弟子として宮司坊と
し其後國師入宋して禪宗も歸せられしは宗岳もま
禪宗もる故も吉祥寺ハ博多
兼天寺の末寺となれるといふ

勝馬神社

三代實錄三十七卷も元慶四年三月廿二日乙亥筑前國正

六位上賀津萬神云云並從五位下名義いまだ詳ならず
神代紀も無目勝間なるものありなりなり考
ふて式も紀伊國名草郡堅真神社なりあり阿波國風
土記も勝間井冷水勝間井云由者倭天皇命乃大櫛笥志
依而勝間と云粟人者櫛笥者勝間と云也とり事もある
をそりしるる似るものありて負せしるなり貝
原翁云勝馬神社ハ勝馬村の海濱小山の上もあり又沖明
神山もつありいとゆるかつまの下宮なり其小山ハ離島
して潮満の時則勝馬村産靈神なり二月十五日十一月十
ハ通ひがし
六日祭あり志加神官御供を奉る常足按がし勝馬神を志加の中宮なりと云説
ハことろも多かり似たりいりなり三代實錄
二卷も貞觀元年正月從五位下志加神も從五位上を授く
しあるも元慶四年も至て中宮一座をぬき出て正六位上
しあるも元慶四年も至て中宮一座をぬき出て正六位上
しあるも元慶四年も至て中宮一座をぬき出て正六位上

神とさし、説く古くふりのつ、勝馬神を志加三座のうらり
とく、そのま、今も改めか
み、置、ちん。

○宇美宮

神功皇后紀、皇后從新羅還之十二月辛亥生譽田天皇於

筑紫故時人号其處曰宇瀝也。又筑紫風土記、同趣、又

べし、宗像神社古縁起、皇后自高麗御帰朝之後十箇日止
申、仁四王寺北麓、仁十二月十四日奉産皇子、此所遠号宇美

宮、應神天皇今八幡大菩薩是也、
式、出雲国楠繼、即宇美神社あり、三才圖、筑前

國宇瀝社在糟屋郡宇瀝村、
今用産之字、祭神應神天皇、即八幡相

殿、社四座、愚童訓、御産の時、槐枝を逆、立て取付、い

くや、けて生付て今も有り、當時の木、三度まで生うり

木、なれ、し、一、枝、い、な、を、逆、ち、る、形、な、り、宇美宮の槐、て、國

母仙院を初奉御産平安の御祈の御衣木、て、此槐を用い

ら、る、万代集、家隆朝臣。

そ、ろ、人、を、畜、む、誓、あ、り、て、社、産、宮、も、跡、を、な、れ、る、久

拾玉集、慈鎮和尚。

掛、ま、く、も、つ、し、こ、り、れ、る、産、宮、我、頼、む、君、も、驗、あ、る、を

夫木集、西行法師。

朝日指香推の杉、木綿掛て曇ら照を世を産の宮

一本、つ、し、ま、の、杉、と、り、り、う、の、名、義、い、次、な、る、芋、渚、野、の、件、も、云、べ、し、

筑前、の、兵、衛、文、編、も、皇、后、歸、干、本、土、駐、兵、於、八、幡、本、紀、も、産、宮、

社記に敏達天皇の御代に八幡大神を祀祭ると云。神殿は西南に向ひ四方に大木生茂りて鬱々あり。右方に槐あり。左方に湯蓋あり。の楠あり。其周七圍余。又社の後に見川あり。又産湯を奉りせし官女を湯方殿と号して。此社の末社といふ。童子訓に。早見河の流るる腹をあけし。其血を飲し。魚ハ皆下腹赤く成り。今の世までも腹赤くを申す。神社も昔ハ甚宏麗なりしを。應仁より天正までの乱に衰へりし云。御祭ハ八月十五日は例の大祭あり。又放生を法他社に異みして。七月朔日より十五日。又二月初卯祭。又十二月十四日御誕生會祭あり。昔ハ八月十四日は神體を井野山の麓の行宮に遷幸し奉り。神輿を休めし。浮殿のあり。今ハ木のうらんで。同十五日は流鏝馬あり。今其馳道を。やぶさめか尾より。十六日は還幸あり。又土師長野村に。昔此神の神領なりし。は。その産民らこの時

遷幸に陪従して音楽を奏す。その所を音楽ヶ原と云。其外年中の祭祀大小七十余度あり。由なるが。神領なく。な。て。後大。昔一のしめをひき。り。所。志免村と云。其外二所の鳥居も。神官ハ武内姓なり。古ハ祠官社僧名の。其の。七十余人あり。て其長ハ武内を姓。後世に官司坊いできて。宇美山誕生寺と云。則今の座主坊なり。天和年。國主祭田三十石を寄附し給て。諸人の尊崇いやま。聊昔に立歸てぬ。

○住吉神社

無題詩集に。乗船到新宮。湊。叙蓮禪。

征途天曙不逃形。海渚風流展翠屐。漁戶傍川青柳暗。靈

祠移岸古松青傳聞住吉吳社移此地号新宮故云暫妨解纜千馮浪眇告

歸程一点星謂明也路遠自今唯等波卸宜問機師聽

住吉ハ須美与之訓べし此社ハ今七糟屋郡下府村ニ在

て新宮神社と云西向して祭礼ハ九月廿三日神宮安河内

氏是ニ奉仕也社地ハ下府村のうらりり山ニ社地今の

新宮村ニ甚近くして聊なる山の上ニあり府下府ニ村の産沙神なり新宮村今の田地と云その昔の

入海して新宮大明神の前の地なりしと泊船の地なりしと

○檀日宮

古事記中卷ニ其大后息長帶日賣命者當時歸神故天皇坐
筑紫之訶志比宮將擊熊曾國之時天皇控御琴而建内宿祢

大臣居於沙庭請神之命於是大后歸神言教覺詔者西方有

國金銀為本日之炎耀種々珍寶多在其國吾今歸賜其國尔

天皇答白登高地見西方者不見國土唯有大海謂為詐神而

押退御琴不控默坐令其神大忿詔允茲天下者汝非應知國

汝者向一道於是建内宿祢大臣白思我天皇猶阿蘇婆勢其

大御琴尔稍取依其御琴而那麻那摩逆控坐故未幾久而不

聞御琴之音即拳火見者既崩訖尔驚懼而坐殯官更取國之

大奴佐而種々求生剥逆剥阿離溝埋尿戸上通婚馬婚牛婚

鷄婚犬婚之罪類為國之大穢而亦建内宿祢居於沙庭諸神

之命於是教覺之狀具如先日凡此國者坐汝命御腹之御子

時流矢来りて... 二月六日... 神...
給りたり... 愚童訓... 異國之王誓言を立て...
國の犬と成て日本を守護せし... 毎年八十艘の御年貢可
奉修全... 懈怠有へり... 若敵心あり... 天道の責蒙りてし
と申時... 皇后御弓弭りて... 大磐石の上... 新羅國の大王... 日
本國之犬也... 書付させり... 御銜を王宮の門前... 立置せ
給ひて御帰朝有りけり... 犬追物と云... 車... 異國の人を犬と
異敵と標示せり... 故に當世... 官軍退散の後
此石文を末代の耻なり... 焼失... 官軍退散の後
鮮... 成て... 今滅び... 姓氏録... 津國皇別韓矢
田部造上毛野朝臣同祖豐城入彦命後三世孫弥母里別命
孫現古君神功皇后筑紫糟氷宮御宇之時海中右物差
現古君遣見復命之日率韓蕪使王等参来因茲賜右姓...
あり... さて檀日ハ古事記ニ訶志比續紀ニ香椎又檉日姓氏
録ニ糟氷為家集ニ風土記ニ哥襲諸神根元抄ニ借飯な
ど... 古くより加紫比... 加須比... あり

しき... 名義... 考... 郡名の糟屋...
其地ハ糟屋郡香椎村ナリ... 廟宮の地ナリ... 其廟
宮の地と云ハ香椎浦より八丁許東ニ至て... 高き
處ナリ... 東方より小川ながれ出て北南方をめぐりて又
西ニ流りて濱男町の人家の間より海ニ入り... 土地ハ甚清
ら... 所ナリ... 廟宮の東北の隅林中ニ香椎と名づ
是ハ仲哀天皇崩御の時御棺を此椎ニ掛奉り... 此木忽
異香を發せり... 故ニ香椎と云地名...
東方ニ醜塚... 又町... 西北方ニ曾塚... 鎧坂...
ふ... あり

○大森神社

文書法泉寺殿袖判法泉寺殿下河津掃部允弘業筑前國粕屋郡西御福

万庄丹料所大森神領并在宗像家領代官職之事右以人所補干件

職也彼郷去々年己来在下向在國之間可為直務雖加下知

渡進代所畢者早如先為料所嚴重可致其沙汰之状如件文

明十一年卯月十三日又袖判法泉寺殿下河津掃部允弘業筑前

國粕屋郡福万庄之内令寄附大森神社田四畞地事右早可

與隆社務職人猶於餘得之地可加武役者也仍下知状如件

文明十一年十月十四日又御判凌雲院殿筑前國粕屋郡福間庄

内大森神領社務職之事如先證專神役以餘得勤仕武役任

親父掃部允弘業申請之旨河津与三與光守先例可遂其衣

之状如件永正元年十一月廿七日と有り大森ハ於保毛理

とあり大森ハ地名と聞えあり此社今も宗像郡西御村

在り大森六社大明神と号也又氏貞より隆家に賜りし状

私領分并代官職事任教ヶ年御懇望旨以銘々目錄之上預

進之候殊被帶神載永々不有別心之由候之條於無二之御

覚悟者為此方茂弥不可有相違候仍對息万千代九方可被

讓与之尤珍重候恐々謹言十一月六日河津掃部助殿氏と

あり當社領とありハ大森社領とハ意ハ心ハ此

外北條家足利家大内家多と有り与ハられ下知状感

状の多い多く西御村伊藤氏の家つり今ハ大

森神社の傳記見えを摘出大畧を記す社記森

神社云のあり是り大森神社の変ハ

丹生神社云のあり別あり尚あり考ありハ

社ハ西御村の南あり宇都宮社丹生社白山社相殿伊豆

宮根三島あり六坐あり故六所大明神と号也神官伊藤氏

此神敷地上西郷下西郷手光津九久末此五村民ハ棘を食
セバ大森大明神使たりしり。宗像記追考一巻近代西郷
津重貞初て當國糟屋郡中庄下下て庄司となり。其子孫種
家時家衰へ西郷に移て大森権現の社務職となり。大内
氏隨ふ。大織冠十八代伊藤九郎祐清夫より七代の孫河
津弥次郎重貞初て糟屋郡尾中庄に位す其子治
大夫重房重房三男左エ門氏明尊氏御の時戦功あり。氏明
兄種信其子種家衰へて大内家便り西郷に移り。大森の社
務種家より六
代皆大内の家来なり。種家六世孫河津与三郎貞光が時大
内義貞より給り。状あり。大森社務職。事如先證專神役以
餘得可勤社武役りの文なり。貞字を給り。貞光が子新

四郎隆業も父跡をつぎ西郷に住む。天文九年立花親貞宗
像氏延が攻来より討取り時。大内義隆より感状を賜
ふ。是七隆字を賜り。隆種が子新四郎隆家。宗像家臣尚安
が婚したる。大内義隆亡びて後河津七宗像氏貞家人とす
。永録十年赤馬城より出仕せし時いり。故りや。氏貞隆
家を殺せり。其子二人嫡子七歳。是ハ占部尚安の孫なり。故
りて皆ゆり。其後此里宗像大宮司より家人多く置て
と云。又云。禪僧玄蕪ハ河津新四郎隆業が子あり。天文丁酉
年此里より生じ。初聖福寺に住す。此比筑前兵乱有て
博多に焼ぬ。其乱をさけて大島に住す。國中所々より作し
詩あり。又對馬に行て寓居す。朝鮮征伐の時秀吉公の命を
受て大明の使僧よりゆきて萬曆帝前より筆談せり。此事中
華書に七のり。玄蕪ハ詩文集を仙臺稿と云。如水公研

銘々此僧書_レ慶長十六年十月廿二日七十五歳_ニ對馬_ニて寂_ス追考一卷筑前國糟屋

郡福間庄内大森神領四町同社務職事如先證專神役以餘得勤仕武役親父掃部允弘業申請之旨河津三郎貞光守先例可遂其節之状如件永正元年十一月廿七日義貞貞光分_テ子新四郎隆業父の跡を續_テ西郷_ニあり天文元年立花親貞宗像氏延を討_テ狼藉を鎮_メたり依_テ大内殿より_テ感状を賜_ヘり其状曰去十九日大友勢為先宗像新四郎氏延取懸隆業宅前誂戦自卯時到未刻隆業討氏延頸其外為宗者九人討取郎從僕從斬崩數百騎刺自身分捕其人鉢事迄代未聞高名忠節絶比倫感悦無極者也仍太刀一腰_宗遺_古之

必可行賞之状如件九月廿五日義隆河津新四郎殿此時の賞々_ニ翌年天文二年八月_ニ代官所を加増_シ付_ル其奉書曰去年立花親貞宗像新四郎氏延到御料所西郷乱入之處令防戦氏延已下數輩討捕之為其賞當國糟屋郡之内上下府捌拾町御代官職事被仰付畢然者土貢以下執沙汰肝要之由依仰執達如件天文二年八月三日隼入佐下野守三河守河津新四郎殿此後義隆の御判を下_サ其状云書判河津新四郎隆業可令早筑前國糟屋郡香椎御内上下府四十町地事右以件人所宛行也者早守先例可全領知次同所下府四十町地事為代官職每年嚴重可致沙汰之状如

件。天文四年二月四日。隆業が子新四郎隆家。氏貞の家臣と
あり。氏貞より賜り。状に。曰。當社領福間庄西郷内隆家私
領分。并代官職車任。數ヶ年御懇望旨。以銘々目錄之上。預進
之候。殊被帶神載。永々不有別心之由。候之條。於無二之御覺
悟者。為此方茂。弥不可有相違候。仍對息万千代。九方可被讓
与之通。尤珍重候。恐々謹言。十一月六日。河津掃部助殿。氏貞。
五卷河津種家より。八代隆業。其子三郎隆載。其子掃部助隆
光。其子修理介盛長。其子主膳光良。其子新四郎隆家。是より
氏貞より仕。永祿十年正月。故有て妙甚寺にて殺し。嫡子
二郎晴氣を領し。晴氣次郎氏澄と云。二男ハ小倉の家を

つぐ小倉五郎貞廣と云。兄ハ後ハ河津新之丞と改む。高藏
又住む。弟ハ河津判左衛門と改む。追考永祿十年ハ誤ナリ。
元龜元年ナリ。古文書ニ
ハ十年
とあり。

○武内宿祢社

延喜式式部 尔。允檀日廟舍人一人。大臣武内宿祢。資人一人。
預得考之例とあり。香椎宮末社記に。武内大神社云々。とあ
り。社ハ廟宮と護國寺との間ニあり。小社なり。社領十石。今
の領主より附々へて。社ハ東南ニ向へり。神官武内拱津守
仕奉り。此社天正の乱ニ燒けこりし
を近古ニ再興せり。

太宰管内志筑前之九





